

11 埼玉県環境基本計画関係

(1) 平成23年度環境の保全と創造に関する事業一覧 (17の施策別)

埼玉県環境基本計画[第3次] (平成19年3月策定) 第3章「環境の保全と創造に関する施策展開の方向」に係る事業一覧表

※ 環境の保全と創造に関する経費のみの算出が困難な事業については、関連予算額の欄に事業費総額を表示しています。

I 恵み豊かで安心・安全な地域社会の実現

1 大気環境の保全

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局	
バス活性化事業費	バス路線の維持・確保を図るため、バス事業者等に対する支援を行うとともに、路線バスの利便性・快適性の向上を図るため、ノンステップバスの導入に対して、国及び市町村と協調してバス事業者を補助する。		97,868	交通政策課	企画財政部	
公共交通利用転換促進費	公共交通の利用促進を図るため、交通施策の普及啓発や、公共交通への自発的な転換を促すコミュニケーションを中心としたモビリティ・マネジメントを行うとともに、基盤整備施策との連携による総合的な公共交通対策を進める。		5,980			
工場・事業場大気規制事業費	工場・事業場に対し立入検査を実施し、法・条例等による規制の徹底を図るとともに、大気汚染防止及びフロン類回収に関する事業者指導を行う。	50,624		大気環境課	環境部	
ダイオキシン類大気関係対策事業費	ダイオキシン類対策特別措置法(大気)に基づき、ダイオキシン類を排出する工場・事業場に立入検査を実施するとともに、県内の汚染状況を把握し、ダイオキシン類による環境汚染を防止する。	24,600				
NOx・PM総量削減調査費	「埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に掲げる目標を達成するため、自動車からの汚染物質排出状況等の解析や基礎資料等の収集を行う。あわせて汚染物質総排出量の算定など大気環境の改善に資する調査を実施する。	13,762				
青空再生自動車対策事業費	ディーゼル車から排出される粒子状物質の低減を図るため、埼玉県生活環境保全条例による規制と併せて、自動車対策を総合的に推進する。	93,556				
自動車公害監察事業費	埼玉県生活環境保全条例に基づき、ディーゼル車の運行規制等を実施することにより、規制の実効性を確保し、自動車対策を円滑に推進する。	39,330				
次世代自動車普及促進対策費	二酸化炭素や有害物質の排出が少ない次世代自動車とエコドライブの普及促進を図り、大気環境の改善と地球温暖化の防止に資する。	7,626				
低炭素なクルマ利用促進事業費	自動車から排出されるCO ₂ を削減するため、次世代自動車のなかでももっとも効果が見込める電気自動車(EV)及びプラグインハイブリッド自動車(PHV)の普及を促進する。	(新規) 78,956				
e-サイクルシェアリングモデル事業費	事業活動での自動車使用から自転車使用への転換を図るためのモデル事業を実施し、人と車の関係を見直す契機とする。	13,900				
揮発性有機化合物対策事業費	光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物(VOC)について、事業者の排出抑制への取組を促進することによりVOCの大気への排出削減を図る。	2,119				
大気汚染常時監視運営管理費	大気汚染状況を常時把握するため、大気常時監視システム運用管理を行い、環境基準の達成状況等の評価を行う。また、大気汚染緊急時に光化学スモッグ注意報等を発令し、県民に周知することにより健康被害の未然防止並びに緊急事態の改善を図る。	80,334				
大気汚染常時監視測定局整備事業費	大気汚染状況を的確かつ効率的に把握するため、常時監視測定局を適正に設置し、老朽化した自動測定機等を更新整備する。	137,528				
有害大気汚染物質等モニタリング調査費	健康被害の防止や大気環境の現状把握を図るため、有害大気汚染物質、酸性雨、オゾン層破壊及び地球温暖化の原因物質の測定を行う。	11,878				
畜政推進事業のうちの一部	「家畜排せつ物法」に基づく指導により、家畜ふん尿の適正管理と利用を推進する。	1,020		畜産安全課	農林部	
畜政推進事業のうちの一部	良質たい肥のための技術指導及び耕畜連携の推進により、良質たい肥の生産と有効利用を図る。	560				
道路改築費	バイパスの整備や交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の解消を図る。		2,209,984	道路街路課	県土整備部	
重要区間解消推進費			250,000			
地方特定道路(改築)整備費			4,000,000			
道路改築事業費			1,230,000			
社会資本整備総合交付金(改築)整備事業費			6,900,000			
街路整備費			1,063,800			
地方特定道路街路整備費			1,443,800			
社会資本整備総合交付金(街路)整備事業費			3,348,400			
橋りょう架換費		耐久力が不足したり、耐震性の劣る橋梁の架換え、河川改修に伴う架換え及び道路改良工事に伴う新たな橋の架設を行い、交通安全の確保と円滑な運行を図る。				499,000
社会資本整備総合交付金(橋りょう整備)事業費						413,000
交差点整備費			704,000	道路環境課		
地域自主戦略交付金(交通安全)事業費	交差点の改良により円滑な道路環境を実現し、環境の改善を図る。		(新規) 1,070,000			
地方特定道路(交通安全)整備費			692,000			
自動車更新整備費	出納総務課及び12集中管理地域機関保有の公用車等につき、「埼玉県次世代自動車導入指針」等に基づき更新を行う。	43,924		出納総務課	会計管理者	

2 化学物質対策の推進

(1) 化学物質の適正な管理

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
化学物質総合対策推進事業費	化学物質の環境中への排出抑制をはじめとする適正管理及びリスクコミュニケーションの普及等により環境リスクの低減を図る。	12,191			
大気環境石綿対策事業費	大気汚染防止法に基づき、石綿使用建築物解体工事等の立入検査を実施するとともに、石綿の飛散状況を把握し、石綿による健康被害の防止を図る。	11,948		大気環境課	環境部
石綿健康被害救済基金拠出金	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき設立された石綿健康被害救済基金へ埼玉県割当額を拠出する。	34,150			

(2) 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
古綾瀬川底質対策事業費	ダイオキシン類による底質等の汚染が問題になっている古綾瀬川について対策を講ずる。	3,062			
工場・事業場水質規制事業費	工場・事業場に対して立入検査を行い、また、特定施設等の新増設時の届出に際して事前指導などを行うことにより、排出水の規制を徹底し、公共用水域の水質保全を図る。	19,196			
水質環境情報システム開発事業費	水質汚濁防止法等に基づく届出や立入検査情報の管理、統計データの作成、河川汚濁負荷算出等を適正に行うために水質環境情報システムを再開発する。	(新規) 25,069		水環境課	環境部
水質監視事業費	公共用水域の水質・底質・流量の測定、地下水の水質測定及び主要湖沼の水質調査を実施する。また、ダイオキシン類や健康項目の環境基準超過時における追跡調査等を行う。	56,526			
市野川水質監視室解体工事費	使用を廃止した水質監視室を解体し、跡地を現状復帰する。	(新規) 9,720			
土壌・地下水汚染対策事業費	土壌・地下水汚染の調査及び対策を実施することにより、土壌・地下水汚染による県民の健康被害の防止を図る。	21,116			
長瀬総合射撃場管理運営事業費	長瀬総合射撃場(クレイ射撃場)から放出された鉛散弾による周辺への汚染を監視するため、環境保全対策としての水質のモニタリング検査を実施する。	7,669		自然環境課	
工場立地指導費	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。		838	企業立地課	産業労働部

3 騒音・振動・悪臭の防止

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
公害紛争総合調整事業費	公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決及び企業の公害防止意識の高揚・公害防止技術の向上等を図るため、公害審査会の運営、公害苦情調査等を実施する。	2,478		環境政策課	
公害防止事務市町村指導費	条例で市町村が処理することとされた大気・水質保全、騒音・振動・悪臭防止等の公害防止業務について、各市町村が円滑に実施できるよう総合的に支援する。	13,481			環境部
騒音・振動・悪臭防止対策費	市町村の騒音・振動・悪臭の事務執行状況を調査し、助言する。自動車交通騒音・新幹線鉄道騒音・振動及び航空機騒音について環境基準との適合状況を調査する。	13,883		水環境課	
公害防止組織整備費	公害の発生を未然に防止させるための公害防止主任者の資格認定講習を行う。	1,199			
工場立地指導費(再掲)	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。		838	企業立地課	産業労働部
舗装道整備費	舗装の破損を修繕することにより、交通の安全を確保し、破損に起因する騒音、振動から住民を守る。		7,333,000		
社会資本整備総合交付金(維持)整備事業費		142,000		道路環境課	県土整備部

4 河川等の環境の保全、創造

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
水質事故対策費	油類の流出、魚類の浮上・へい死等の水質事故発生時に適切な措置を講じることにより汚染の拡大を防止する。	2,248			
異常水質事故多発地域における未然防止普及啓発事業費	異常水質事故の発生件数が多い地域において、現地調査員が啓発用チラシを配布し、未然防止の具体事例を紹介するなどにより、管理意識の向上を図る。	6,839			
浄化槽整備促進事業費	水質汚濁の原因の約73%を占める生活排水対策を推進するため、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に対し助成を行っている市町村に補助金を交付し、合併処理浄化槽への転換を促進させ、公共用水域の水質改善を図る。	162,856			
浄化槽転換緊急促進事業費	個人負担の軽減など補助を拡充し、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進することにより、公共用水域の水質改善を図る。	(新規) 249,763		水環境課	環境部
浄化槽関係団体補助	浄化槽関係団体の健全な育成を図るため、運営費の補助を行う。	350			
浄化槽検査監視指導費	浄化槽の適正な維持管理を促進し、生活環境の保全を図る。	16,438			
水環境事務費	水環境対策の円滑な推進を図る。	1,183			
里川づくり県民推進事業費	水辺再生100プラン事業と連携し、県民が自らの実践的な取組を通じて河川環境の改善を進めることにより里川づくりを推進する。	12,269			
水すましクラブ・川の守り人育成事業費	地域の川の守り人を育成し、里川づくりを定着させるため、彩の国水すましクラブの自立的な活動を支援するとともに、次代を担う「川に学び」「川で元気に遊ぶ」川ガキを養成する。	6,293			
彩の国ゆたかなむらづくり整備事業(農業集落排水事業)	農村地域における混住化の進展と生活様式の多様化から、農業用水の水質が悪化している。そのため、生活排水を集合処理する農業集落排水施設の整備を促進する。		725,893	農村整備課	農林部

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
水と緑の田園都市・水辺再生事業	「川の国 埼玉」を実現するため、親水護岸や緑道を整備し、安らぎと賑わいの空間を創出する。また、冬期の水の流れを復活し、水辺の創出や魚などの生態系の保全を図る。		809,864	農村整備課	農 林 部
社会資本整備総合交付金(河川)事業費	水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民と協力して、直接浄化する施設の設置を行う。また、県内の治水安全度を高め、地下水を保全・回復するため、貯留浸透施設を設置する。更に、貴重な緑地空間の保全を行い、動植物の生息できる空間を整備し、水と緑のネットワークを構築する。加えて、良好な河川環境を創造するため、親水型川づくりや多自然型川づくりを実施する。		8,965,000	河川砂防課	
社会資本整備総合交付金(河川)事業費(水辺)(再掲)	水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民が一体となって、水環境の改善や良好な河川空間の創出を図る。		105,231		県土整備部
水辺再生100プラン推進費	「日本一の川」という資産を活かし、地域の価値を高めるため、「安らぎとにぎわいの創出」、「清流の復活」の2本柱で「川の再生」に向けて全庁を上げて取り組み、県民誰もが川に愛着を持ちふるさとを実感できる「川の国 埼玉」の実現を図る。		1,925,138	水辺再生課	
川の再生県民運動推進費	水辺のサポーターなどの川の守り人を育成、拡大することにより、活動団体の持続的・自立的な地域活動を支援し、共助による「川の国 埼玉」の実現を図る。	(新規) 11,950			
埼玉県流域下水道事業会計(県単独流域下水道費)	国庫補助事業の対象とならない流域下水道事業で、補助事業と併行して早急を実施する。	965,172			
埼玉県流域下水道事業会計(流域下水道管理費)	流域関連市町村からの下水を効率的に処理し、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資する。	33,705,280		下水道課	下水道局
埼玉県流域下水道事業会計(流域下水道建設事業費)	公共用水域の水質保全と都市環境の整備を図るため、公共下水道からの下水を受け、これを合理的かつ経済的に処理する。	23,376,001			

5 森林、緑地の保全等の推進

(1) 森林の整備・保全

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
山村等振興対策事業	山村等の特性に応じた農林業の振興、生活環境の整備等を促進し、山村地域の活性化を図る。	43,666			
中山間地域等支援事業	中山間地域の農業生産活動者を支援し、活力ある中山間地域農業及び多面的機能の維持を図る。		29,231	農業ビジネス支援課	
彩の樹の森づくり事業	中山間地域における集落周辺の山林において、山林・原野化した「非農地」を含めた伐採・下葉刈り・植補などの整備を行う。	(新規) 38,927			
木のある生活空間づくり事業	県産木材の供給・加工・流通体制を整備し、PR効果の高い公共施設・土木工事や木材需要の多い民間住宅等での利用を促進する。	2,623			
県産木材流通販売促進事業(新規)	民間市場等における県産木材の新たな需要を喚起し、県産木材の需要拡大を図る。	(新規) 1,500			
林業・木材産業構造改革事業	質・量の安定した県産木材を供給するため、加工・流通体制の整備を進めるとともに、民間利用への波及効果をねらい、公共施設等への利用促進を図る。	13,666			
CO ₂ 吸収・貯蔵量認証事業	森林のCO ₂ 吸収量や木材へのCO ₂ 貯蔵量を県が認証することにより、社会全体でCO ₂ 削減に取り組む意識の醸成を図る。	1,004			
森をまもる活動支援事業	施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。	16,485			
美しい森づくり事業	針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水源かん養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。また、森林病害虫や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。	65,055			農 林 部
革新的低コスト造林事業(新規)	さし木ポット苗の生産体制を整備し、初期投資を軽減した低コスト植林を実現する。	(新規) 3,725		森づくり課	
スギ花粉削減対策事業	スギ花粉を削減するため、山間地域のスギ林で行う強度間伐を支援し、針広混交林や複層林へ誘導する。	86,909			
県営林事業	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるとともに森林資源の充実や山村地域の活性化を図るため、県営林の維持管理を行う。	101,799			
治山事業	山地治山、保安林改良、保育		583,022		
みんなで育てる森づくり事業(新規)	健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森づくりを促進する。	(新規) 9,720			
水源地域の森づくり事業	水源かん養機能などの公益的機能を高度に発揮させるため、県内6つのダム上流の森林において針葉樹と広葉樹が混じりあった「針広混交林」の造成や広葉樹林の再生を行う。	485,400			
県民参加による里山・平地林再生事業	県民参加により、放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全など、公益的機能の高度発揮を図るとともに、新たに森林を造成し、憩いの場を創造する。また、整備後の森林を体験活動の場等として活用するなどにより、森林に関する意識の醸成を図る。	256,715			
森林整備加速化・林業再生事業	森林整備、高性能林業機械の導入、県産木材利用の推進等を実施し、森林整備の加速化と林業・木材産業の再生を図る。	466,534			

(2) 身近な田園・緑地空間の保全、創出

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
見沼田圃保全・活用・創出事業推進費	見沼田圃の土地利用についての連絡調整を行うため、見沼田圃土地利用連絡会議及び見沼田圃土地利用審査会を運営するとともに、公有地化事業等を行い見沼田圃の保全・活用・創出を図る。		659,822	土地政策課	企画財政部
県有施設緑化事業費	市街地に位置する県有施設を緑化し、都市環境及び執務環境の向上を図る。	197,860		管財課	総務部
みどり豊かな街づくり推進事業費	都市部の環境改善のため、県民一人一人の緑化意識を高め、より多くの緑を創出してもらうことで、みどり豊かな街づくりの推進を図る。	(新規) 6,722		みどり課	
身近なみどり重点創出事業費	県内の緑化可能なスペースを短期集中的に緑化することで県民の目に見える形でみどりの再生を図るとともに、将来に向けての環境意識の醸成を図る。	(新規) 208,952		再生課	環境部

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
ふるさとの緑の景観地現況調査	ふるさとの緑の景観値及び近隣の緑地について現況を把握し、緑の保全を図る上で必要な施策を展開するための基礎資料とする。	(新規) 4,959		みどり 再生課	環境部
彩の国みどりの基金積立金	彩の国みどりの基金への積み立てを行う。	1,336,669			
身近な緑の保全事業費	「埼玉県広域緑地計画」の施策を展開し、官民一体となって身近な緑の保全と創出を推進する。	75,169			
一人一本植樹運動推進事業費	みどりの再生を県民運動として展開するため、県民、行政、民間が一体となった一人一本の植樹運動を展開する。	51,250			
ふるさと自然再生事業費	くぬぎ山地区の保全・再生を図り、平地林や農地が一体となった豊かな自然環境を次世代へ継承する。	1,650			
自然環境保全推進事業費	県土の優れた自然環境の保全を図り、自然保護活動や自然環境保全思想の普及啓発を図るとともに、自然保護業務の円滑な推進を図る。	48,180			
緑のトラスト運動推進費	緑のトラスト運動を推進し、埼玉の優れた自然及び貴重な歴史的環境を保全する。	71,233			
彩の国みどりの基金運営・広報事業費	彩の国みどりの基金について、県民に導入の必要性などを理解してもらうとともに、県民会議を開催し県民参加による基金運営を図る。	25,254			
みどりの埼玉づくり県民提案事業費	森林や身近な緑の価値や重要性についての理解と関心を高め、県民共有の財産として社会全体で支えていくため、県民提案によるみどりの保全と創出を推進する。	32,459			
彩の国上流下流・市町村交流促進事業	県内河川の上流部の市町村での森林保全活動(植林・間伐など)などに河川下流にある市町村住民が参加する体験的な環境学習に取り組む市町村等に対し、必要な経費の一部を補助する。	(新規) 2,194			
工場立地指導費(再掲)	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。		838	企業立地課	産業労働部
農村地域整備促進費	優良農地の確保・保全と秩序ある土地利用を図るため、実効性のある市町村農業振興地域整備計画を制定、管理し農業振興及び農村地域の活性化を図る。		274	農業政策課	農林部
農林公園管理事業	農林公園の適切な管理、運営を行い、農林業関係者の資質の向上及び都市住民の農林業に対する理解の促進を図る。		79,500		
農林総合研究センター試験研究費の一部(農林総合研究センター)	農林水産業の振興に資するため、県民の安全・安心を支える技術、豊かな県民生活を実現する技術、県民のふるさとを次世代に伝える技術等に関する試験研究を行う。 その一部として、農林産物の安全性を高める技術、環境への負荷を低減し循環型社会を実現する技術、生活環境を保全し、多面的機能を維持・発揮する技術の開発を行う。		178,768	生産振興課	
見沼農業活性化対策事業	都市と調和した特色ある見沼農業を実現し、農業振興による見沼田圃の保全、活用、創造を図る。		9,505		
三富地域循環農業特別対策事業	循環型農業を核とした生産・流通・販売対策により、三富野菜ブランドの確立や地域内消費の拡大を図り、平地林を活用した三富農業の確立に資する。	1,000		農業ビジネス支援課	
彩の国グリーンツーリズム総合対策事業	農山村の多様な資源を活用した都市と農山村の交流を通じて、地域農林業の振興と農山村の活性化を図るため、必要な体制整備や施設整備を行うとともに交流活動を推進する。		22,700		
農との共生 田園都市豊かなくらし満喫事業	NPO等の民間団体が自主的に農村の環境資源を維持・活用する実践的な取組みについて支援する。	(新規) 14,640			
農産物安全対策事業	農産物による被害防止のため、農産物安全使用の徹底、農産物販売業者等への指導、農産物の農薬残留分析調査等を行う。	7,359		農産物安全課	
都市と山村交流の森管理事業	「県民の森」、「みどりの村」、「森林科学館」、「100年の森」、「越生ふれあいの里山」の各施設を良好に維持し、森林レクリエーションや森林学習の場等として供する。	40,269		森づくり課	
水と緑の田園都市・水辺再生事業(再掲)	「川の国 埼玉」を実現するため、親水護岸や緑道を整備し、安らぎと賑わいの空間を創出する。また、冬期の水の流れを復活し、水辺の創出や魚などの生態系の保全を図る。	809,864		農村整備課	
農地・水・環境保全支援事業	地域ぐるみで行う農地・農業用水路等の保管理に必要な共同活動と化学肥料・農薬を大幅に削減する先進的な営農活動を支援する。	72,823		農村整備課 生産振興課	
道路環境整備費	安心・安全な道路交通及び沿道環境を確保するため、側溝整備、路面清掃及び雑草刈払い等を行う。		2,441,780	道路環境課	県土整備部
社会資本整備総合交付金(河川)事業費(再掲)	水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民と協力して、直接浄化する施設の設置を行う。また、県内の治水安全度を高め、地下水を保全・回復するため、貯留浸透施設を設置する。更に、貴重な緑地空間の保全を行い、動植物の生息できる空間を整備し、水と緑のネットワークを構築する。加えて、良好な河川環境を創造するため、親水型川づくりや多自然型川づくりを実施する。		8,965,000	河川砂防課	
社会資本整備総合交付金(河川)事業費(水辺)(再掲)	水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民が一体となって、水環境の改善や良好な河川空間の創出を図る。		105,231		
水辺再生100プラン推進費(再掲)	「日本一の川」という資産を活かし、地域の価値を高めるため、「安らぎとにぎわいの創出」、「清流の復活」の2本柱で「川の再生」に向けて全庁を上げて取り組み、県民誰もが川に愛着を持ちふるさとを実感できる「川の国 埼玉」の実現を図る。		1,925,138	水辺再生課	
川の再生県民運動推進費(再掲)	水辺のサポーターなどの川の守り人を育成、拡大することにより、活動団体の持続的・自立的な地域活動を支援し、共助による「川の国 埼玉」の実現を図る。	(新規) 11,950			
公園等建設費	自然環境を保全・活用しつつ、県民生活に潤いと安らぎを与え、広域的な県民レクリエーションの拠点となるとともに、都市における防災機能の強化が図られる公園を整備する。	1,480,680			
社会資本整備総合交付金(公園)事業費	県営公園の魅力づくりを推進するため、園内の空きスペースに花苗を植栽することによって、見所を増やし、県民の利用を促進する。	75,629			
埼玉スタジアム2002公園「魅力アップ」推進事業費	平成21年度に開始した「埼玉スタジアム2002公園花の名所化推進事業」を継続実施するとともに、花周辺のフェンスなど公園施設についても美化装飾を行うなど花と施設が一体となった環境整備を進めることで、真に「花と緑」に囲まれた美しい公園づくりを進め、サッカー以外の新たな集客を目指す。	19,146		公園スタジアム課	
新たな森づくり推進費	彩の国みどりの基金を財源とし、既存の県営公園に植樹を行う。一定金額以上の寄附をいただいた方には、希望により名前やメッセージを記した記念プレートを設置することにより、広く人生の節目などでの植樹を働き掛け、次世代に引き継ぐ森づくりを実施する。	18,000			
新たな森建設費	平地林などの緑が少ない都市部に、潤いや安らぎのある自然環境を次の世代に引き継ぐため、森を中心とした県営公園を整備する。	109,715			
埼玉県地域整備事業	産業団地の造成にあたり、緑地帯の確保や調整池等において、環境に配慮する。		7,310,243	地域整備課	企業局

6 生物多様性の保全

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局		
希少野生生物保護事業費	希少野生生物保護施策の推進に取り組むとともに、県民の保護意識の醸成を図る。	15,172		自然環境課	環境部		
鳥獣保護対策費	鳥獣保護思想の普及啓発や狩猟・密猟取締りを実施するほか、鳥獣保護区等を整備し、鳥獣の保護繁殖を図る。また、狩猟免許試験等を実施する。	21,973					
侵略的外来生物対策事業費	特定外来生物の生息状況等の調査を行うとともに防除体制を整備し、被害の拡散を防止する。	8,905					
野生動物レスキュー事業費	傷病野生鳥獣等への市町村相談窓口の設置を推進することにより、傷病野生鳥獣等への対応の迅速化を図る。	3,652					
鳥獣保護団体等育成事業費	鳥獣保護事業の推進を図るため、鳥獣保護思想の普及啓発活動を実施する各団体を育成・指導する。	900					
野生生物保護事業費	自然環境の重要な構成要素である多様な野生生物の保全を図るため、その生息状況等に関する調査を行うとともに、保護体制の整備を推進する。	18,557					
森林保全対策・「森の番人」育成事業費	増加したシカなどを適正な数に減少させる担い手となる狩猟者を育成・確保し、森林の保全を図る。	4,500					
まちのエコ・オアシス保全推進事業費	都市周辺の多様な生き物が暮らす水辺空間や平地林等で、地域住民に親しまれる身近で貴重なみどりを公有地化し、地域の自主・持続的な活動によって守りながら、次世代に良好な自然環境を引き継ぐ。	161,168					
生き物再生推進事業費	多種多様な生き物からもたらされる自然の恵みを受け続けるため、生き物が棲みやすい環境づくりを県民参加によって推進する。	4,050					
アライグマ緊急捕獲事業費	アライグマの捕獲数が急増している市町村において、県が埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく緊急捕獲を実施して、市町村が実施する捕獲と協調しながら捕獲圧を高め、アライグマ被害の軽減を図る。	17,977					
自然植生被害等調査事業費	二本シカによる自然植生に対する影響や生息状況有害捕獲の実施者の確保・育成を図る。	3,014					
埼玉県地域整備事業（再掲）	産業団地の造成にあたり、緑地帯の確保や調整池等において、環境に配慮する。		7,310,243			地域整備課	企業局

7 環境と共生する地域づくりの推進

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
見沼田圃保全・活用・創造事業推進費（再掲）	見沼田圃の土地利用についての連絡調整を行うため、見沼田圃土地利用連絡会議及び見沼田圃土地利用審査会を運営するとともに、公有地化事業等を行い見沼田圃の保全・活用・創造を図る。		659,822	土政策課	企画財政部
国土利用計画等管理運営費	「埼玉県国土利用計画」に基づく、計画的かつ適正な土地利用を進める。		5,204		
環境基本計画推進費	埼玉県環境基本計画の効果的な推進と適正な進行管理を行うとともに、市町村への普及に努める。また、公害防止計画の策定、推進及び適切な進行管理を行う。	99		環境政策課	環境部
環境管理事務所運営費	公害の監視指導、苦情処理等環境管理事務所の円滑な運営を図る。	14,387			
環境影響評価制度運営事業費	埼玉県環境影響評価条例及び戦略的環境影響評価実施要綱に基づく制度の円滑な運営を図る。	14,291			
環境創造融資事業費	中小企業者等への長期、低利融資を行い、環境改善施設の整備や環境に配慮した施設整備等の推進を図る。	26,468		温暖化対策課	
工場立地指導費（再掲）	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。		838	企業立地課	産業労働部
見沼農業活性化対策事業（再掲）	都市と調和した特色ある見沼農業を実現し、農業振興による見沼田圃の保全、活用、創造を図る。		9,505	農業ビジネス支援課	農林部
三富地域循環農業特別対策事業（再掲）	循環型農業を核とした生産・流通・販売対策により、三富野菜ブランドの確立や地域内消費の拡大を図り、平地林を活用した三富農業の確立に資する。	1,000			
街路整備費（再掲）	バイパスの整備や交差点や踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の解消を図る。また、安全で快適な歩行空間の確保や都市景観の向上を図るため、電線類を地中化する。		1,063,800	道路街路課	県土整備部
地方特定道路街路整備費（再掲）			1,443,800		
社会資本整備総合交付金（街路）整備事業費（再掲）			3,348,400		
社会資本整備総合交付金（維持）整備事業費（再掲）	安全で快適な歩行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上を図るため、電線類を地中化する。		142,000	道路環境課	
電線地中化（道路）整備費			170,200		
用途地域指定・変更	将来市街地像に基づき、適切な土地利用の建築物の規制・誘導を図る。		147,633	都市計画課	
景観行政推進事業費	田園と都市が織りなす美しい景観を守り、生かし、創造するために景観施策及び屋外広告物施策を推進する。	9,963		田園都市づくり課	都市整備部
田園都市産業ゾーン環境共生推進事業費	圏央道沿線地域は、豊かな自然環境が広がっていることから、産業基盤づくりにあたり田園環境との調和が必要である。そのため、埼玉の原風景をイメージさせる緑地空間（高木植栽空間）創出等の取り組みに対し支援を行い、田園環境と調和した産業基盤づくりを促進する。	0			
建築協定	住民の自主的な協定に基づき、良好な住環境を維持、増進する。		23,206	建築安全課	
三富地域の文化財普及・啓発事業	県指定旧跡を中心とした三富新田地域の歴史的価値と現在の意義、保全の必要性について普及・啓発を行う。	166		生涯学習文化財課	教育局
文化財保護事業補助	文化財の所有者、管理者が行う文化財保存事業を補助する。	101,426			

II 持続可能な循環型社会の構築

8 地球温暖化防止対策等の地球環境問題への対応

事業名	事業内容	H23年度当初予算額(千円)	H23年度関連予算額(千円)	担当課	部局
申請届出手続電子化推進事業費	申請・届出等手続の電子化により各種申請用紙の使用量を抑制する。		48,036	情報企画課	企画財政部
浄書事務集中管理費	浄書印刷に使用する用紙には再生紙の利用を促進し、両面印刷により紙の使用量を抑制する。		23,802	文書課	
文書指導及び文書管理費	保存期間経過文書は再生利用をするための溶解処分を行う。		401		
①省エネルギーサービス委託事業費 ②県有施設省エネルギーサービス導入事業費	県有施設を対象にE S C O事業導入を促進し、エネルギー消費量の削減を図る。 〔内訳〕 総合リハビリ、浦和地方庁舎、県民活動総合センター、障害者交流センター、環境科学国際センター、本庁舎、嵐山郷 省エネルギーサービス委託事業費→① 県有施設省エネルギーサービス導入事業費→②	① 276,740 ② 0		管財課	総務部
県有施設エコオフィス化改修事業費	県有施設の改修工事を行い省エネルギーを推進する。	429,924			
県有施設エコオフィス化サービス委託事業費	省エネルギーサービス契約をした施設の委託事業費	59,337			
県庁舎環境管理事業費	古紙等リサイクル、廃乾電池等収集運搬処分を行う。		26,737		
消費者啓発事業費	社会・経済の変化に対し、自己責任に基づいて主体的・合理的な消費生活を実現できる自立した消費者を育成するため、消費生活に関する各種講座の開催、情報紙やインターネットのホームページでの情報提供を行う。		5,174	消費生活課	県民生活部
環境にやさしい県庁推進事業費	本県が一事業体として環境配慮を推進していくことを目的に策定した「地球温暖化対策実行計画」「環境配慮方針」の適切な推進管理を行う。	782		環境政策課	
低炭素型ライフスタイル推進事業費	低炭素型社会の実現を目指し、県民一人ひとりのライフスタイルを転換するとともに、温暖化防止に向けた取組を促進するため、県民、事業者、各種団体、行政等が協働しながら様々な取組を実施する。	4,958			
環境学習推進事業費	県民各層の連携のもと、環境保全に向けての自主的な学習と実践ができるように支援する。	4,575			
地球にいいこと学習推進事業費	小中高校生の環境に関する意識の醸成を図るとともに、児童生徒が学校の内外で進める体験学習を支援し、地域の環境保全活動を促進する。	21,475			
地球温暖化対策事業者計画制度推進費	埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく「地球温暖化対策計画」制度及び「エコアップ認証」制度により、事業者の地球温暖化対策を促進・支援する。	14,765			
地域エコマネー導入促進事業費	環境配慮行動にポイントを付与し、特典等と交換できる制度（地域エコマネー制度）を実施する団体に助成するとともに、連絡協議会を設置して各地域の相互交流を促進する。	1,800			
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050推進事業費	埼玉県地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050）及び埼玉県地球温暖化対策推進条例に定める施策を着実に実行し、総合的に温暖化対策を推進する。	6,906		温暖化対策課	
排出量取引制度・CO ₂ 削減設備導入支援事業費	本県の二酸化炭素排出量の大きな部分を占める産業部門及び業務部門における温室効果ガス削減への取組に対する支援を行う。	416,000			
先進的的温暖化対策地域導入モデル事業費	各種団体や事業者が行う独自の温暖化対策の取組を支援することで、先進的的温暖化対策の地域への導入を促進するとともに、それをモデルとして広く発信することにより県内外に普及させる。	25,327			環境部
太陽光発電拡大プロジェクト推進事業費	住宅用太陽光発電設備の設置や市民共同発電に対し助成することにより、太陽光発電の飛躍的な普及拡大を図る。	777,687			
我が家の省エネ対策エコアップ促進事業費	既存住宅の省エネリフォームに併せエネルギー効率の高い省エネ設備等の導入に対し助成を行い、家庭部門のCO ₂ 削減を図る。	23,164			
目標設定型排出量取引制度推進事業費	目標設定型排出量取引制度を円滑に運営し、産業・業務部門の温室効果ガス排出量の計画的な削減を図る。	(一部新規) 48,671			
工場・事業場大気規制事業費（再掲）	工場・事業場に対し立入検査を実施し、法・条例等による規制の徹底を図るとともに、大気汚染防止及びフロン類回収に関する事業者指導を行う。	50,624			
有害大気汚染物質等モニタリング調査費（再掲）	健康被害の防止や大気環境の現況把握を図るため、有害大気汚染物質、酸性雨、オゾン層破壊及び地球温暖化の原因物質の測定を行う。	11,878			
次世代自動車普及促進対策費（再掲）	二酸化炭素や有害物質の排出が少ない次世代自動車とエコドライブの普及促進を図り、大気環境の改善と地球温暖化の防止に資する。	7,626		大気環境課	
低炭素なクルマ利用促進事業費（再掲）	自動車から排出されるCO ₂ を削減するため、次世代自動車のなかでももっとも効果が見込める電気自動車（EV）及びプラグインハイブリッド自動車（PHEV）の普及を促進する。	(新規) 78,956			
e-サイクルシェアリングモデル事業費（再掲）	事業活動での自動車使用から自転車使用への転換を図るためのモデル事業を実施し、人と車の関係を見直す契機とする。	13,900			
資源リサイクル拠点環境調査研究事業費	彩の国資源循環工場において環境モニタリング調査を実施し、安全安心な廃棄物処理の徹底を図る。また、調査結果を公害防止・環境修復技術等の研究開発に活用する。	48,765		資源循環推進課	
循環型社会づくり推進事業費	ごみの減量化やリサイクルを推進し、本県に即した循環型社会を構築する。	3,914			
山村等振興対策事業（再掲）	山村等の特性に応じた農林業の振興、生活環境の整備等を促進し、山村地域の活性化を図る。	43,666		農業ビジネス支援課	
森をまもる活動支援事業（再掲）	施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。	16,485			
美しい森づくり事業（再掲）	針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水源かん養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。また、森林病害虫や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。	65,055			
革新的低コスト造林事業（新規）（再掲）	さし木ポット苗の生産体制を整備し、初期投資を軽減した低コスト植林を実現する。	(新規) 3,725		森づくり課	農林部
スギ花粉削減対策事業（再掲）	スギ花粉を削減するため、山間地域のスギ林で行う強度間伐を支援し、針広混交林や複層林へ誘導する。	86,909			
県営林事業（再掲）	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるとともに森林資源の充実や山村地域の活性化を図るため、県営林の維持管理を行う。	101,799			
治山事業（再掲）	山地治山、保安林改良、保育		583,022		
水源地域の森づくり事業（再掲）	水源かん養機能などの公益的機能を高度に発揮させるため、県内6つのダム上流の森林において針葉樹と広葉樹が混じりあった「針広混交林」の造成や広葉樹林の再生を行う。	485,400			

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
県民参加による里山・平地林再生事業 (再掲)	県民参加により、放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全など、公益的機能の高度発揮を図るとともに、新たに森林を造成し、憩いの場を創造する。また、整備後の森林を体験活動の場等として活用するなどにより、森林に関する意識の醸成を図る。	256,715		森づくり課	農林部
森林整備加速化・林業再生事業(再掲)	森林整備、高性能林業機械の導入、県産木材利用の推進等を実施し、森林整備の加速化と林業・木材産業の再生を図る。	466,534			
公営住宅エコアップ推進事業費	県営住宅においてCO2削減対策を實踐し、地球温暖化対策の必要性を広くアピールするため、建替工事中の住棟と既存住棟に太陽光発電システムを設置する。	41,477		住宅課	都市整備部
埼玉県水道用水供給事業	行田浄水場の送水ポンプに回転速度制御装置を設置し省エネルギーの推進を図る。	(657,731)		水道整備課	企業局
省エネルギーサービス導入事業 (ESCO事業)	県立病院を対象にESCO事業を導入し、エネルギー消費量の削減を図る。 H18：小児医療センター、H19：循環器・呼吸器病センター	14,516		経営管理課	病院局
県立学校エコ・エネルギー活用事業	ヒートアイランド現象の抑制や、地球温暖化対策(CO2削減)に対応した施設整備を行い、環境教育への取り組みや意識啓発を行う。	27,937		財務課	教育局
建築物環境配慮制度推進事業費	埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮制度により、建築主の総合的な環境配慮に対する取組の促進を図る。	1,297		建築安全課	都市整備部

9 ヒートアイランド対策の推進

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
ヒートアイランド現象対策事業費	「埼玉県ヒートアイランド対策ガイドライン」を周知し、これに基づく対策を推進する。また、県内観測調査を実施し、ヒートアイランド現象の状況を把握する。		(統合)	温暖化 対策課	環境部
美しい森づくり事業(再掲)	針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水源かん養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。また、森林病害虫や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。	65,055		森づくり課	農林部
県立高等学校緑化推進事業	県立高校において、校庭の一部芝生化、屋上緑化、壁面緑化、樹木での緑化のいずれかを実施し、県立高校の緑化を推進する。	63,172		財務課	教育局

10 廃棄物の3Rと適正処理の推進

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
申請届出手続電子化推進事業費(再掲)	申請・届出等手続きの電子化により各種申請用紙の使用量を抑制する。		48,036	情報企画課	企画財政部
浄書事務集中管理費(再掲)	浄書印刷に使用する用紙には再生紙の利用を促進し、両面印刷により紙の使用量を抑制する。	23,802		文書課	総務部
文書指導及び文書管理費(再掲)	保存期間経過文書は再生利用をするための溶解処分を行う。	401			
県庁舎環境管理事業費(再掲)	県庁舎廃棄物収集運搬、古紙等リサイクル		26,737	管財課	
消費者啓発事業費(再掲)	社会・経済の変化に対し、自己責任に基づいて主体的・合理的な消費生活を実現できる自立した消費者を育成するため、消費生活に関する各種講座の開催、情報紙やインターネットのホームページでの情報提供を行う。		5,174	消費生活課	県民生活部
ダイオキシン類大気関係対策事業費 (再掲)	ダイオキシン類対策特別措置法(大気)に基づき、ダイオキシン類を排出する工場・事業場に立入検査を実施するとともに、県内の汚染状況を把握し、ダイオキシン類による環境汚染を防止する。	24,600		大気環境課	
P C B廃棄物保管事業者指導費	P C B廃棄物の保管事業者に対する監視指導を強化し、その実態把握と適正処理の指導を行う。また、適正処理の推進のため、独立行政法人環境再生保全機構の基金に拠出を行う。	82,653			
産業廃棄物排出事業者指導費	排出事業者への適正処理の指導、減量化に向けた指導などを行うことにより、不適正処理や不法投棄の減少を図る。	20,367			
土砂適正処理監視指導費	無秩序な土砂のたい積を防止するため、土砂のたい積、排出の規制指導を行う。	11,733			
廃棄物関係団体補助	廃棄物関係団体の健全な育成を図るため運営費の一部を補助する。	130			
廃棄物の山の撤去・環境保全対策費	県内(さいたま市、川越市を除く)に存する産業廃棄物の山のうち生活環境の保全上、支障があるものについて、撤去・環境保全し、県民の生活環境の保全を図る。	53,732		産業廃棄物 指導課	
廃棄物不法投棄特別監視対策費	廃棄物の不法投棄や保管と称する悪質な野積み等に対する早期発見・早期対応をさらに進め、これまでの監視指導事業に加えて、広域・巧妙化している不法投棄等の不適正処理への対応力の強化を図る。	38,860			
産業廃棄物審査事務費	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置並びに使用済自動車解体・破砕業の許可事務を円滑に行うとともに、処理業者等の指導を行い、適正処理を遂行する。	13,032			環境部
微量PCB混入廃重電機器等の把握支援事業費	微量PCB混入の可能性のある廃重電機器中の絶縁油の測定を行った事業者等に対して、その費用の一部を補助する。	3,000			
彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業費	環境産業の集積と、ひっ迫する最終処分場の確保を図るため、環境整備センター隣接県有地を活用した彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業を推進する。	1,945,224			
資源リサイクル拠点環境調査研究事業費 (再掲)	彩の国資源循環工場において環境モニタリング調査を実施し、安全安心な廃棄物処理の徹底を図る。また、調査結果を公害防止・環境修復技術等の研究開発に活用する。	48,765			
環境整備センター埋立事業費	自ら最終処分場を確保することが困難な市町村及び事業者の廃棄物埋立処分を補完するため、県営最終処分場を運営する。	474,112			
環境整備センタークリーンアップ事業費	環境整備センター敷地内の環境美化を図り、最終処分場や彩の国資源循環工場のイメージアップを行う。	1,034		資源循環 推進課	
公共関与による資源循環モデル事業費	P F I方式及び借地方式により、環境分野の先端技術産業を誘導・集積し、総合的な資源循環型モデル施設である「彩の国資源循環工場」を運営する。	191,729			
産業廃棄物適正処理情報化事業費	産業廃棄物処理に関する実績報告書の集計を行ない、業者指導、関係機関等への情報提供、適正処理の推進などに利用する。	7,529			
首都圏廃棄物広域処理推進費	首都圏の自治体が共同、協調し資源循環型社会の構築を目指す。	4,099			

事業名	事業内容	H23年度当初予算額(千円)	H23年度関連予算額(千円)	担当課	部局
循環型社会づくり推進事業費(再掲)	ごみの減量化やリサイクルを推進し、本県に即した循環型社会を構築する。	3,914		資源循環推進課	環境部
地球に優しいマイバッグ&ボトル運動推進費(再掲)	循環型社会の構築と地球温暖化防止に向けて、誰もが身近にできる取組としてマイバッグやマイボトルの利用を促進することにより、レジ袋やペットボトルなどの削減を図る。	1,358			
廃棄物処理施設検査監視指導費	一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を推進し、県民の生活環境を守る。	4,110			
廃棄物処理施設整備指導費	国庫補助対象事業として廃棄物処理施設を整備する団体に対し、その施工における技術及び事務上の指導監督を行う。	748			
農山村バイオマス利活用促進事業	農山村バイオマスの利活用促進のための普及・啓発や地域における先進的な取組を支援する。	802		農業ビジネス支援課	農林部
建設副産物対策推進費	建設副産物対策を推進するため、講習会を実施、建設リサイクル法の適正な執行のため、連絡調整会議、巡回パネル展を実施。		2,584	建設管理課	県土整備部
埼玉県水道用水供給事業(再掲)	浄水発生土のリサイクルを推進する。	86,044		水道施設課	企業局
埼玉県南部工業用水道事業		24,050			

11 水循環の健全化と地盤環境の保全

事業名	事業内容	H23年度当初予算額(千円)	H23年度関連予算額(千円)	担当課	部局
水循環推進費	限りある水資源を有効に活用し、節水型社会を形成するため、「水の日、水の週間」等の行事を通じた節水思想の啓発を図るものである。		3,154	土地水政策課	企画財政部
地盤沈下防止対策事業費	法令に基づく地下水の採取規制を行うとともに、地盤沈下の実態調査及び地下水位等の観測により地盤沈下の防止と地下水資源の保全を図る。	75,244		水環境課	環境部
森をまもる活動支援事業(再掲)	施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。	16,485		森づくり課	農林部
美しい森づくり事業(再掲)	針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を推進し、森林の持つ水源かん養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。また、森林病害虫や火災等から森林を守り、健全な森林を育成する。	65,055			
革新的低コスト造林事業(新規)(再掲)	さし木ポット苗の生産体制を整備し、初期投資を軽減した低コスト植林を実現する。	(新規) 3,725			
スギ花粉削減対策事業(再掲)	スギ花粉を削減するため、山間地域のスギ林で行う強度間伐を支援し、針広混交林や複層林へ誘導する。	86,909			
県営林事業(再掲)	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるとともに森林資源の充実や山村地域の活性化を図るため、県営林の維持管理を行う。	101,799			
治山事業(再掲)	山地治山、保安林改良、保育		583,022		
みんなで育てる森づくり事業(新規)(再掲)	健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森づくりを促進する。	(新規) 9,720			
水源地域の森づくり事業(再掲)	水源かん養機能などの公益的機能を高度に発揮させるため、県内6つのダム上流の森林において針葉樹と広葉樹が混じりあった「針広混交林」の造成や広葉樹林の再生を行う。	485,400			
県民参加による里山・平地林再生事業(再掲)	県民参加により、放置された里山・平地林を再生し、景観の向上や生物多様性の保全など、公益的機能の高度発揮を図るとともに、新たに森林を造成し、憩いの場を創造する。また、整備後の森林を体験活動の場等として活用するなどにより、森林に関する意識の醸成を図る。	256,715			
森林整備加速化・林業再生事業(再掲)	森林整備、高性能林業機械の導入、県産木材利用の推進等を実施し、森林整備の加速化と林業・木材産業の再生を図る。	466,534			
社会資本整備総合交付金(河川)事業費(再掲)	水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民と協力して、直接浄化する施設の設置を行う。また、県内の治水安全度を高め、地下水を保全・回復するため、貯留浸透施設を設置する。更に、貴重な緑地空間の保全を行い、動植物の生息できる空間を整備し、水と緑のネットワークを構築する。加えて、良好な河川環境を創造するため、親水型川づくりや多自然型川づくりを実施する。		8,965,000	河川砂防課	県土整備部
社会資本整備総合交付金(河川)事業費(水辺)(再掲)	水質汚濁の著しい河川において、県、市町村、地域住民が一体となって、水環境の改善や良好な河川空間の創出を図る。		105,231	水辺再生課	
自転車歩行者道整備費(再掲)	人と自然に優しい道づくりを推進するため、歩道の整備において、透水性舗装を実施することにより、雨水の地下浸透を促し、地下水の涵養を図る。		974,662	道路環境課	
地方特定道路(交通安全)整備事業費(再掲)	交差点の改良により円滑な道路環境を実現し、環境の改善を図る。また、歩道の整備において、透水性舗装を実施することにより、雨水の地下浸透を促し、地下水の涵養を図る。		699,000		
埼玉県水道用水供給事業	地下水の汲み上げによる地盤沈下の防止対策として、水源を河川表流水として、56団体(34市19町3企業団)に水道用水を卸供給。	76,743,727		水道業務課	企業局
埼玉県南部工業用水道事業	地盤沈下の防止を図るため、県南東部に工業用水を供給。	4,069,479			

12 環境に配慮した産業の振興

事業名	事業内容	H23年度当初予算額(千円)	H23年度関連予算額(千円)	担当課	部局
水ビジネス海外展開チャレンジ事業費	県と提携して水ビジネスを行う意欲のある民間企業及び関係機関と環境ビジネスフォーラム内に「ウォーターズビジネスメンバーズ埼玉」を設置するとともに、県内水ビジネスを支援するため、水ビジネス関連情報の発信、県内企業の技術紹介、ワンストップサービスなどを目的にポータルサイトを設置する。 また、中国貴州省において、環境科学国際センター及び県内企業が蓄積した水処理技術やノウハウを移転し、中国の環境改善に寄与するため、環境技術セミナーを開催する。	(新規) 4,667		環境政策課	環境部
環境ビジネス推進事業費	県内経済の活性化と環境問題の改善を進める環境ビジネスの振興を図るため、環境ビジネスセミナーなどにより交流の促進やビジネスチャンスの拡大を図るとともに、情報提供を行うことで県内環境力の集結を進める。	666			

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
環境創造融資事業費(再掲)	中小企業者等への長期、低利融資を行い、環境改善施設の整備や環境に配慮した施設整備等の推進を図る。	26,468		温暖化課	環境部
地球温暖化対策事業者計画制度推進費	埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく「地球温暖化対策計画」制度及び「エコアップ認証」制度により、事業者の地球温暖化対策を促進・支援する。	14,765			
彩の国新産業創出研究開発推進事業費	産業技術総合センターにおいて、県内中小企業の技術力を強化するため、今後成長が見込まれる5つの技術分野に重点化を図って研究開発を進め、その成果を企業に提供する。	4,844		産業支援課	産業労働部
彩の国工場づくり等推進事業	環境管理の優れた工場などを指定し、地域に開かれた工場づくりを進める。		1,786		
環境対応ビジネス推進事業のうち、新産業育成課からの執行委任分の一部	環境ビジネスフェアの開催により、今後の成長が期待される環境対応ビジネスを支援し、本県産業の活性化と競争力強化を図る。	3,316			
工場立地指導費(再掲)	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。		836	企業立地課	
農林総合研究センター試験研究費の一部(再掲)(農林総合研究センター)	農林水産業の振興に資するため、県民の安全・安心を支える技術、豊かな県民生活を実現する技術、県民のふるさとを次世代に伝える技術等に関する試験研究を行う。 その一部として、農林産物の安全性を高める技術、環境への負荷を低減し循環型社会を実現する技術、生活環境を保全し、多面的機能を維持・発揮する技術の開発を行う。		178,768	生産振興課	
三富地域循環農業特別対策事業(再掲)	循環型農業を核とした生産・流通・販売対策により、三富野菜ブランドの確立や地域内消費の拡大を図り、平地林を活用した三富農業の確立に資する。	1,000		農業ビジネス支援課	
農山村バイオマス利活用促進事業(再掲)	農山村バイオマスの利活用促進のための普及・啓発や地域における先進的な取組を支援する。	802			
彩の国グリーンツーリズム総合対策事業(再掲)	農山村の多様な資源を活用した都市と農山村の交流を通じて、地域農林業の振興と農山村の活性化を図るため、必要な体制整備や施設整備を行うとともに交流活動を推進する。		22,700		
安全安心農産物確保対策推進事業	生産現場における残留農薬自主チェックの推進や、化学物質等による農産物への影響回避技術の開発、農産物の自主生産管理の普及などにより、安全で安心できる農産物の供給を確保する。	9,842		農産物安全課	農林部
農業安全対策事業(再掲)	農業による危害防止のため、農業安全使用の徹底、農業販売業者等への指導、農産物の農薬残留分析調査等を行う。	7,359			
有機100倍運動ステップアップ推進事業	環境にやさしい農業の振興と安全安心な農産物の安定供給を目指す有機100倍運動を推進し、農業や化学肥料を削減した農産物生産に取り組む産地を育成する。	1,944			
畜政推進事業のうちの一部(再掲)	家畜排せつ物の適正な管理指導、堆肥化施設の整備及び耕畜連携の推進により、良質な肥の生産と有効利用を図り、「彩の国有機100倍運動」の一層の展開に資する。	1,020		畜産安全課	
畜政推進事業のうちの一部(再掲)	「家畜排せつ物法」に基づく指導により、家畜ふん尿の適正管理と利用を推進する。	560			
都市と山村交流の森管理事業(再掲)	「県民の森」、「みどりの村」、「森林科学館」、「100年の森」、「越生ふれあいの里山」の各施設を良好に維持し、森林レクリエーションや森林学習の場等として供する。	40,269		森づくり課	
道路美化推進費	街路樹の剪定枝や刈草の堆肥化の推進と、道路構造の改善や道路緑化により、安全で快適な歩行空間の確保と道路景観の向上を図り、「ゆとり」社会の実現を目指す。		67,500	道路環境課	県土整備部
エコ住宅ローン負担軽減事業	成長が期待される環境産業の柱の1つであるエコ住宅の建設を促進し、県内地域産業の活性化を図る。	200,257		住宅課	都市整備部

III 環境の保全と創造を推進する協働社会の構築

13 自然環境の保全と創造における協働体制の充実

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
工場立地指導費(再掲)	工場立地に関する調査及び指導により、環境の保全と適正な工場立地の促進を図る。		838	企業立地課	産業労働部
森をまもる活動支援事業(再掲)	施業・経営の集約化に必要な森林情報の収集活動や森林整備のための地域における活動を支援し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図る。	16,485		森づくり課	農林部
みんなで育てる森づくり事業(新規)(再掲)	健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森林づくりを推進する。	(新規) 9,720			
みどりの再生に取り組む県立高校バリエーション事業	高校生が教育活動の一環として郷土埼玉のみどりの再生に貢献するとともに、みどりを守り育てる教育の一層の充実を図る。	(新規) 8,053			

14 環境学習の推進

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
消費者啓発事業費(再掲)	社会・経済の変化に対し、自己責任に基づいて主体的・合理的な消費生活を実現できる自立した消費者を育成するため、消費生活に関する各種講座の開催、情報紙やインターネットのホームページでの情報提供を行う。		5,174	消費生活課	県民生活部
環境学習推進事業費(再掲)	県民各層の連携のもと、環境保全に向けての自主的な学習と実践ができるように支援する。	4,575		温暖化課	環境部
地球にいいこと学習推進事業費(再掲)	小中高校生の環境に関する意識の醸成を図るとともに、児童生徒が学校の内外で進める体験学習を支援し、地域の環境保全活動を促進する。	21,475			
自然公園等管理事業費	県内の優れた自然の風景地を自然公園に指定し、施設の整備、維持管理を行うとともに、自然公園内における開発行為等の規制を行う。	49,509		自然環境課	
自然ふれあい施設等管理費	自然学習センター・北本自然観察公園など自然ふれあい施設等4施設の管理運営を行う。	135,954			
自然環境保全推進事業費(再掲)	県土の優れた自然環境の保全を図り、自然保護活動や自然環境保全思想の普及啓発を図るとともに、自然保護業務の円滑な推進を図る。	48,180			

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
都市と山村交流の森管理事業(再掲)	「県民の森」、「みどりの村」、「森林科学館」、「100年の森」、「越生ふれあいの里山」の各施設を良好に維持し、森林レクリエーションや森林学習の場等として供する。	40,269		森づくり課	農林部
公園等建設費(再掲)	自然環境を保全・活用しつつ、県民生活に潤いと安らぎを与え、広域的な県民レクリエーションの拠点となるとともに、都市における防災機能の強化が図られる公園を整備する。	1,480,680		公園スタジオ ム課	都市整備部
社会資本整備総合交付金(公園)事業費(再掲)		1,414,000			
体験活動ボランティア育成事業	自然体験活動・野外活動のボランティア指導者の育成、野外活動・野外観察の知識や技術、環境教育をげんきプラザで行う。	(新規) 351		生涯学習 文化財課	教育局

15 自主的な取組の推進

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
環境政策推進費	環境基本法第43条に基づき設置されている埼玉県環境審議会の運営、また、国、他道府県、市町村の環境担当職員との情報交換、交流等を図る。	7,534		環境政策課	環境部
環境にやさしい県庁推進事業費(再掲)	本県が一事業体として環境配慮を推進していくことを目的に策定した「地球温暖化対策実行計画」「環境配慮方針」の適切な推進管理を行う。	782		温 暖 化 対 策 課	
地球温暖化対策事業者計画制度推進費(再掲)	埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく「地球温暖化対策計画」制度及び「エコアップ認証」制度により、事業者の地球温暖化対策を促進・支援する。	14,765			
低炭素型ライフスタイル推進事業費(再掲)	低炭素型社会の実現を目指し、県民一人ひとりのライフスタイルを転換するとともに、温暖化防止に向けた取組を促進するため、県民、事業者、各種団体、行政等が協働しながら様々な取組を実施する。	4,958			
先進的の温暖化対策地域導入モデル事業費(再掲)	各種団体や事業者が行う独自の温暖化対策の取組を支援することで、先進的な温暖化対策の地域への導入を促進するとともに、それをモデルとして広く発信することにより県内外に普及させる。	25,327			
埼玉県環境事務研究会連合会補助費	埼玉県環境事務研究会連合会の健全な育成を図るため、運営費の補助を行う。	170		水環境課	
みんなで育てる森づくり事業(新規)(再掲)	健全な森林を次代に引き継ぐため、社会全体で森林を守る気運を醸成して、県民参加による森づくりを促進する。	(新規) 9,720		森づくり課	農林部

16 環境情報の提供と環境科学の振興

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
環境保全思想の普及啓発費	環境保全の重要性を認識してもらうため、環境白書の発行等により本県の環境の現状と県の施策を広く県民に知らせ、環境保全思想の普及・啓発を図る。	2,230		環境政策課	環境部
環境科学国際センター運営費	総合的かつ学際的な試験研究をはじめ、環境学習・国際貢献・環境情報の収集・発信を行う環境科学国際センター施設の運営を図る	66,103			
環境科学国際センター事業費(試験研究費・学習費その他)	総合的かつ学際的な試験研究をはじめ、環境学習・国際貢献・環境情報の収集・発信を行う。	223,411			
環境科学国際センター分析研究機器整備事業費	環境科学国際センターに期待される役割と機能を果たしていくため、センター内の老朽化した分析機器を更新する。	28,728			
彩の国新産業創出研究開発推進事業費(再掲)	産業技術総合センターにおいて、県内中小企業の技術力を強化するため、今後成長が見込まれる5つの技術分野に重点化を図って研究開発を進め、その成果を企業に提供する。	4,844		産業支援課	産業労働部
農林総合研究センター試験研究費の一部(再掲)(農林総合研究センター)	農林水産業の振興に資するため、県民の安全・安心を支える技術、豊かな県民生活を実現する技術、県民のふるさとを次世代に伝える技術等に関する試験研究を行う。その一部として、農林産物の安全性を高める技術、環境への負荷を低減し循環型社会を実現する技術、生活環境を保全し、多面的機能を維持・発揮する技術の開発を行う。		178,768	生産振興課	農林部
埼玉県水道用水供給事業 埼玉県南部工業用水道事業 埼玉県地域整備事業	事業活動に伴う環境負荷、環境保全対策などを取りまとめた「環境報告書」を作成し公表。	0		総務課	企業局

17 国際協力の推進

事業名	事業内容	H23年度当初 予算額(千円)	H23年度関連 予算額(千円)	担当課	部局
環境科学国際センター事業費(国際貢献分)	総合的かつ学際的な試験研究をはじめ、環境学習・国際貢献・環境情報の収集・発信を行う。	6,814		環境政策課	環境部

(2) 環境基本計画に掲げた重点取組施策の達成状況及び環境指標の推移

1 大気環境の保全

重点取組施策指標			単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)	
エコ・カー導入割合			%	20		44.8		40	
光化学スモッグの原因物質の濃度（非メタン炭化水素濃度（午前6時～9時）の年平均値）			ppmC	0.30		0.22		0.25	
環境指標			単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22
環境基準の達成率	浮遊粒子状物質	一般局	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		自排局	%	95.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	二酸化窒素	一般局	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		自排局	%	100.0	92.9	100.0	100.0	100.0	100.0
	有害大気汚染物質ベンゼン		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
窒素酸化物排出量			t/年	38,480	38,291	37,591	36,277	33,597	※
光化学オキシダント濃度の年平均値			ppm	0.028	0.028	0.030	0.031	0.031	0.033
光化学スモッグの原因物質の濃度			ppmC	0.30	0.28	0.29	0.25	0.25	0.22
光化学スモッグ注意報発令日数			日	26	16	32	18	14	25
エコ・カー導入割合			%	20.2	25.7	30.5	35.2	39.7	44.8

※ 未確定

2 化学物質対策の推進

(1) 化学物質の適正な管理

重点取組施策指標			単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)	
有害化学物質の届出排出量			t/年	14,300		(平成21年度) 8,700		11,600	
リスクコミュニケーション実施事業所数 (上段総計、下段年度小計)			事業所数	8		41		37	
				3		6		4	
石綿使用建築物の届出解体工事における作業基準違反件数			件	0		1		0	
環境指標			単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22
ダイオキシン類総排出量			g-TEQ/年	16	13	13	11	9.4	※
有害化学物質の届出排出量			t/年	14,300	12,800	12,200	9,300	8,700	※
リスクコミュニケーション実施事業所数 うち、(年度内小計)			事業所数	8		18		35	
				3		4		7	
				6	4	10	7	6	

※ 未確定

(2) 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止

重点取組施策指標			単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)	
古綾瀬川のダイオキシン類常時監視3地点の水質環境基準適合率			%	0		66.7		100	
汚染底質中のダイオキシン類の最高濃度			pg-TEQ/g	2,500		2,500		150	
環境指標			単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22
公共用水域の水質環境基準（健康項目）の非適合地点数			地点	0	1	1	1	0	3
ダイオキシン類に係る公共用水域の水質環境基準適合率			%	74	77	82	92	90	88
地下水に係る 環境基準の適合率	鉛	%	98.9	99.4	99.3	100.0	100.0	100.0	100.0
	六価クロム	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	砒素	%	96.1	97.7	97.9	95.2	99.3	95.9	
	四塩化炭素	%	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	トリクロロエチレン	%	98.3	100.0	99.3	100.0	100.0	99.3	
	テトラクロロエチレン	%	100.0	100.0	99.3	100.0	99.3	100.0	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	%	83.9	91.3	91.1	91.2	93.1	91.7	
	ほう素	%	100.0	100.0	100.0	99.3	100.0	100.0	
ダイオキシン類に係る地下水の水質環境基準適合率			%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
古綾瀬川のダイオキシン類常時監視3地点の水質環境基準適合率			%	0.0	0.0	33.3	100.0	100.0	66.7
①綾瀬川合流点前②松江新橋③弁天橋			%	0/3	0/3	1/3	3/3	3/3	2/3
汚染底質中のダイオキシン類の最高濃度			pg-TEQ/g	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

3 騒音・振動・悪臭の防止

重点取組施策指標		単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)	
公害防止主任者資格認定講習修了者数 (上段総計、下段年度小計)		人	10,581 284		11,996 261		12,140 260	
環境指標		単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22
騒音に係る環境基準の適合率	自動車交通騒音	%	78.2	78.8	84.2	86.4	88.5	90.0(暫定)
	新幹線鉄道騒音	適合区域数 /調査区域数	8/15	7/15	5/15	6/15	3/12	4/12
	航空機騒音	適合地点数 /調査地点数	6/12	5/12	5/12	5/12	5/12	5/12
振動に係る指針値等の適合率	道路交通振動(要請限度)	%	98.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	新幹線鉄道振動(指針値)	適合区域数 /調査区域数	13/13	15/15	15/15	15/15	12/12	12/12
騒音の苦情件数		件	1,205	1,287	1,257	1,237	1,129	1,115
振動の苦情件数		件	160	149	186	146	135	134
悪臭の苦情件数		件	968	1,009	1,031	862	827	760
苦情受付件数		件	8,422	8,478	8,374	5,899	4,990	4,628
埼玉県公害審査会に申請された事件数		件	2	3	4	1	3	3
公害防止統括者等選任済み事業所の割合		%	60.9	71.7	71.8	69.8	71.6	76.2
公害防止監督者等選任済み事業所の割合		%	57.8	62.5	60.4	59.9	62.0	64.4
公害防止主任者資格認定講習修了者数		人	10,581	10,802	11,108	11,380	11,735	11,996
うち、年度小計		人	284	221	306	272	355	261

4 河川等の環境の保全、創造

重点取組施策指標		単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)	
良好な水質を維持している河川の割合(BODの環境基準適合率)		%	73		91		90	
水質汚濁が著しい3河川における直近3年間のBOD平均値	①古綾瀬川(綾瀬川合流点前)	mg/l	9.4		4.7		8.0	
	②藤右衛門川(論處橋)		9.9		8.0		8.0	
	③不老川(不老橋)		8.9		3.3		8.0	
生活排水処理率		%	83.5		88.0		90	
環境指標		単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22
良質な水質を維持している河川の割合(BOD環境基準適合率)		%	73	84	84	93	86	91
BOD負荷量		t/日	114.4	108.2	103.6	96.5	90.8	※
生活排水処理率		%	83.5	84.8	86.2	87.0	87.7	88.0
水質異常発生件数		件	249	266	268	280	261	237
多自然川づくりの整備延長距離		km	535.8	541.7	546.5	593.9	594.4	598.7
ため池や水路など農業用施設を活用した水辺空間の整備地区数		地区	92	99	102	104	108	113
水質汚濁が著しい3河川における直近3年間のBOD平均値	①古綾瀬川(綾瀬川合流点前)	mg/l	9.4		7.3		7.1	
	②藤右衛門川(論處橋)		9.9		9.8		9.8	
	③不老川(不老橋)		8.9		7.7		6.2	

※ 未確定

5 森林、緑地の保全等の推進

(1) 森林の整備・保全

重点取組施策指標		単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)	
整備・保全されている森林等の面積		ha	68,278		81,408		78,752	
整備・保全されている森林の面積		ha	68,167		81,248		78,500	
環境指標		単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22
森林面積		ha	122,545	122,545	122,118	122,118	122,118	122,118
蓄積		千m ³	30,563	30,563	31,829	31,829	31,829	31,829
整備・保全されている森林等の面積		ha	68,278	70,566	73,072	75,607	78,657	81,408
うち、森林面積		ha	68,167	70,448	72,946	75,475	78,502	81,248
県産木材の供給量		千m ³	54	59	63	69	71	75
間伐材の利用率		%	27	33	22	26	23	24

(2) 身近な田園・緑地空間の保全、創出

重点取組施策指標		単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)	
緑の保全面積 (上段総計、下段年度小計)	ha	111.5	0		159.7		252	
			0		5.1		3	
緑の保全面積のうち、緑のトラスト保全地の面積 (上段総計、下段年度小計)	ha	33.5	0		58.8		59	
			0		1.0		0	
緑の創出面積 (上段総計、下段年度小計)	ha	42	42		567		630	
			42		105		112	
県営公園の整備面積 (上段総計、下段年度小計)	ha	1,232	12		1,269		1,290	
			12		8		10	
環境指標		単位	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
緑道	整備箇所数	箇所	94	97	98	108	109	※
	延長	m	30,344	30,720	31,299	36,429	36,429	※
	面積	ha	45.99	46.18	46.20	50.11	50.29	※
ふるさとの緑の保全・ ふるさとの緑の景観地	箇所数	箇所	28	28	28	28	28	28
	面積	ha	397.25	397.25	397.25	397.25	397.41	397.41
都市公園整備	箇所数	箇所	4,103	4,191	4,300	4,448	4,564	※
	面積	ha	4,363.76	4,481.55	4,540.15	4,606.18	4,637	※
	一人あたり面積	m ² /人	6.21	6.36	6.41	6.46	6.48	※
県営公園整備	箇所数	箇所	28	28	29	30	30	30
	面積	ha	1,232.00	1,233.38	1,238.98	1,257.98	1,266.48	1,271.08
市民緑地	指定件数	件	24	24	28	27	28	28
	面積	ha	18.7	18.7	19.9	20.2	20.4	20.5
緑地協定締結地区	地区数	地区	85	84	83	89	89	89
	面積	ha	293.38	292.50	287.33	306.84	306.84	306.84
緑の保全面積	合計	ha	111.5	117.5	125.9	132.0	154.6	159.7
	・特別緑地保全地区の面積	ha	71.0	73.2	75.4	76.2	80.9	84.2
	・緑のトラスト保全地の面積	ha	33.5	37.1	43.1	48.4	57.8	58.8
	・公有地化した面積	ha	7.0	7.2	7.4	7.4	15.9	16.7
緑の創出面積	ha	42	189	315	363	462	567	
見沼田圃公有地化事業による公有地化面積	ha	24.6	26.1	26.7	26.5	26.7	28.6	
市民農園面積	ha	59.8	61.5	65.9	69.0	72.3	※	
うち、市街化区域内の面積	ha	8.2	8.3	10.2	10.3	11.7	※	

※ 未確定

6 生物多様性の保全

重点取組施策指標		単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)	
希少野生動植物の保護増殖箇所数 (上段総計、下段年度小計)	箇所	26	7		54		62	
			7		6		8	
環境指標		単位	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
ビオトープ創造事業実施箇所数		箇所	511	522	534	570	634	700
既設の調節池で浄化機能を高めたり野生生物の生息できる空間の整備箇所数		箇所	4	4	4	4	4	4
鳥獣保護区	指定箇所数	箇所	63	64	65	65	65	65
	面積	ha	30,348.2	30,365.1	30,403.1	30,452.0	30,452.0	30,452.0
特別保護区	指定箇所数	箇所	1	2	2	2	2	2
	面積	ha	591	2,535	2,535	2,535	2,535	2,535
自然公園特別地域	指定箇所数	箇所	5	5	5	5	5	5
	面積	ha	17,120.4	17,120.4	17,120.4	17,120.4	17,120.4	17,120.4
自然観察公園整備箇所	箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	面積	ha	25.20	26.70	26.70	26.70	26.70	27.10
希少野生動植物の保護増殖箇所数	箇所	26	32	38	44	50	54	
県自然環境保全地域特別地区	指定箇所数	箇所	7	7	7	7	7	7
	面積	ha	150.87	150.87	150.87	150.87	150.87	150.87

7 環境と共生する地域づくりの推進

重点取組施策指標		単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)	
環境基本計画策定市町村数		市町村	43		48		57	
環境指標		単位	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
環境基本計画策定市町村数		市町村	43	44	49	50	50	48
法、条例に基づく環境影響評価の手続を行っている件数		件	1	1	7	2	2	2
史跡、名勝、天然記念物等の指定件数		件	314	314	314	312	311	311
電線類の地中化延長		km	196	212	231	248	260	287
建築協定区域	区域数	区域	174	179	176	172	168	170
	面積	ha	508.72	514.03	500.62	498.68	369.02	461.22

8 地球温暖化防止対策等の地球環境問題への対応

重点取組施策指標		単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)	
温室効果ガスの総排出量 (CO ₂ 換算)		千 t	44,151		(21年度) 39,948		39,389	
エコライフDAYの参加者数		万人	16		118		70	
彩の国エコアップ宣言事業者数		事業者	406		1,087		1,000	
県内森林による二酸化炭素吸収量 (上段CO ₂ 換算、下段C換算)		千 t	295		342		334	
			80		93		91	
環境指標		単位	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
温室効果ガス総排出量 (CO ₂ 換算)		千 t	44,151	42,834	45,063	42,609	39,948	※
二酸化炭素 排出量	総排出量	千 t	42,338	40,989	43,214	40,757	38,128	※
	一人あたり排出量	t	6.00	5.79	6.07	5.70	5.31	※
エコライフDAY参加者数		万人	16	41	61	107	109	118
彩の国エコアップ宣言事業者数		事業者	406	535	604	666	705	1,087
うち条例対象外の任意事業者数		事業者	19	37	77	107	160	103
住宅用太陽光発電施設件数		件	12,725	16,665	19,349	22,547	30,409	41,637
県有施設における太陽光発電設備導入施設	施設数	施設	98	100	101	105	119	130
	発電能力	kW	1,719	1,729	1,734	1,815	2,080	2,551
ソージェネレーションシステム (家庭用を除く)	導入施設数	施設	197	210	232	238	255	274
	発電能力	kW	268,968	253,346	259,333	256,088	254,473	256,699
ごみ発電 発電能力		kW	65,190	65,190	65,190	68,450	69,490	69,490
県内のフロン回収量		t	149.6	142.5	179.0	222.6	226.4	228.6
県内森林の二酸化炭素全吸収量	CO ₂ 換算	千 t	295	302	312	317	332	342
	C換算	千 t	80	82	85	86	91	93

※ 未確定

9 ヒートアイランド対策の推進

重点取組施策指標		単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)	
緑の創出面積 (上段総計、下段年度小計) (再掲)		ha	42		567		630	
			42		105		112	
彩の国エコアップ宣言事業者数 (再掲)		事業者	406		1,087		1,000	
環境指標		単位	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
県内主要都市(※)における熱帯夜の平均日数の推移(※さいたま市、熊谷市及び越谷市)		日	(H13-17) 11.3	10.0	10.3	12.0	2.3	29.0
県内主要都市(※)における猛暑日の平均日数の推移(※さいたま市、熊谷市及び越谷市)		日	(H13-17) 12.9	7.7	13.7	8.0	1.7	36.0
緑の創出面積 (再掲)		ha	42	189	315	363	462	567
彩の国エコアップ宣言事業者数 (再掲)		事業者	406	535	604	666	705	1,087
うち条例対象外の任意事業者数		事業者	19	37	77	107	160	103

10 廃棄物の3Rと適正処理の推進

重点取組施策指標	単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)		
1人1日当たりの一般廃棄物排出量	g	(H16年度) 990		(H21年度) 896		970		
一般廃棄物の再生利用率	%	(H16年度) 23.2		(H21年度) 24.1		28		
産業廃棄物の再生利用率	%	(H16年度) 51.6		(H21年度) 49.4		57.0		
改善を要する産業廃棄物の大量たい積件数 (上段総件数、下段年度ごとの改善件数)	件	84		75		63		
		-		1		4		
環境指標		単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1日1人当たりの一般廃棄物排出量	g		1,003	997	962	931	896	※
一般廃棄物の再生利用率	%		23.8	24.8	25.0	24.2	24.1	※
一般廃棄物の最終処分量	万t/年		21.8	20.2	19.4	16.9	15.9	※
一般廃棄物の県外最終処分量	万t/年		8.0	7.5	7.0	7.5	7.2	※
産業廃棄物の排出量	万t/年		1,119	1,204	1,206	1,092	1,070	※
産業廃棄物の再生利用率	%		52.5	53.0	54.0	50.2	49.4	※
産業廃棄物の最終処分量	万t/年		23.9	19.7	18.6	20.9	20.0	※
産業廃棄物の県外最終処分量	万t/年		22.4	18.3	17.9	19.8	18.9	※
不法投棄件数	件		154	340	313	277	184	103
産業廃棄物の大量たい積事案の改善件数	件		7	2	2	3	1	1
生活環境保全上の支障のある事案の改善件数	件		1	1	1	1	0	3

※ 未確定

11 水循環の健全化と地盤環境の保全

重点取組施策指標	単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)		
5年間の累積沈下量が4cm未満の地盤観測基準点の割合	%	91		97.8		94		
環境指標		単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22
水道水採取量	水道用	千m ³ /日	526.6	504.1	514.5	493.3	489.8	523.8
	建築物用	千m ³ /日	20.3	21.6	24.9	21.7	26.3	27.5
	工業用	千m ³ /日	177.3	163.0	167.7	176.2	156.3	158.7
地盤沈下面積(沈下量2cm以上の地域)	km ²		0.0	0.0	3.6	0.0	0.0	2.0
県北東部地域の地下水採取量	千m ³ /日		94.0	85.1	89.6	91.5	87.0	87.1
雑用水利用施設数	施設		-	409	-	430	443	470
一人当たり上水道使用量	ℓ/日		346	342	338	332	329	※

※ 未確定

12 環境に配慮した産業の振興

重点取組施策指標	単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)		
彩の国エコアップ宣言事業者数(再掲)	事業者	406		1,087		1,000		
環境マネジメント取得事業所数	事業所	907		1,546		1,200		
特別栽培農産物認証面積	ha	1,234		1,605		5,000		
家畜ふんのリサイクル利用率	%	95		99		100		
環境指標		単位	H17	H18	H19	H20	H21	H22
環境マネジメント取得事業所数	事業所		907	1,140	1,290	1,403	1,465	1,546
うち、ISO14001取得事業所数	事業所		797	927	965	990	944	938
うち、ISO14001以外の第三者認証	事業所		110	213	325	413	521	608
彩の国エコアップ宣言事業者数(再掲)	事業者		406	535	604	666	705	1,087
うち、条例対象外の任意事業者数	事業者		19	37	77	107	160	103
食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者数	事業者		4	6	7	10	11	12
一般廃棄物の再生利用率(再掲)	%		23.8	24.8	25.0	24.2	24.1	※
産業廃棄物の再生利用率(再掲)	%		52.5	53.0	54.0	50.2	49.4	※
特別栽培農産物認証面積	ha		1,234	1,458	1,516	1,625	1,612	1,605
家畜ふんのリサイクル利用率	%		95	96	97	98	99	99
農業系バイオマスの利用量	千t		824	821	816	796	799	747
食品廃棄物のリサイクル実施箇所数	箇所		100	107	120	125	139	146
農業用廃ビニールの床材等へのリサイクル率	%		72	65	74	78	79	80
農業用廃ポリエチレンの補助燃料等へのリサイクル率	%		77	75	84	84	85	85
環境科学国際センターの特許出願数	件		1	1	1	0	0	0
産業技術総合センターの特許出願数(環境分野)	件		2	2	6	5	4	3

※ 未確定

13 自然環境の保全と創造における協働体制の充実

重点取組施策指標	単位	策定時 (平成17年度)	最新値 (平成22年度)	目標値 (平成23年度)				
(財) さいたま緑のトラスト協会会員数 (人)	人	886	3,209	5,000				
市民管理協定制度の協定面積 (土地所有者、市町村、市民団体の3者による緑地保全を目的とした協定)	ha	3.1	7.9	17				
(上段合計、下段年度小計)		3.1	1.5	1				
森林ボランティア活動に参加する企業・団体	団体	34	118	70				
環境指標		単位	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
緑のトラスト基金による保全地	箇所数	箇所	7	8	9	10	11	11
	面積	ha	33.5	37.1	43.1	48.4	55.1	55.1
(財) さいたま緑のトラスト協会会員数	人	886	2,138	2,746	2,946	3,089	3,209	
県民等と協働で整備を進めた県営公園数	箇所	3	4	5	5	5	5	
森林ボランティア活動に参加する企業・団体数	団体	34	50	65	83	108	118	
市民管理協定制度の協定面積	ha	3.1	3.4	3.6	4.5	4.9	5.0	

14 環境学習の推進

重点取組施策指標	単位	策定時 (平成17年度)	最新値 (平成22年度)	目標値 (平成23年度)				
環境学習応援隊支援学校数 (上段合計、下段年度小計)	校	8	239	100				
		8	35	17				
地球温暖化防止活動推進員の活動回数	回	418	5,113	1,700				
環境指標		単位	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
環境教育研究委嘱校	校	21	17	19	17	13	13	
環境学習応援隊支援学校数	校	8	47	64	42	43	35	
地球温暖化防止活動推進員の活動回数	回	418	2,780	2,929	4,045	4,459	5,113	
環境アドバイザーなどの派遣件数	件	83	102	116	140	109	175	
エコクラブの登録クラブ	クラブ数	クラブ	396	424	241	290	195	180
	クラブ員数	人	5,927	7,241	6,790	8,181	9,217	9,604
自然観察会等の回数	回	555	377	505	534	577	580	
森林関係インストラクター数	人	188	200	235	252	283	295	
ナチュラリスト登録者の数	人	242	282	282	301	301	333	
環境科学国際センター講座参加者数	人	1,661	1,709	2,281	4,348	3,102	3,502	
環境科学国際センター来館者数	人	45,631	49,430	53,275	51,322	39,791	41,408	

15 自主的な取組の推進

重点取組施策指標	単位	策定時 (平成17年度)	最新値 (平成22年度)	目標値 (平成23年度)				
彩の国エコアップ宣言事業者数 (再掲)	事業者	406	1,087	1,000				
環境マネジメント取得事業所数 (再掲)	事業所	907	1,546	1,200				
グリーン調達推進方針策定市町村数	市町村	34	44	50				
環境指標		単位	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
環境マネジメント取得事業所数 (再掲)	事業所	907	1,140	1,290	1,403	1,465	1,546	
うち、ISO14001取得事業所数 (再掲)	事業所	797	927	965	990	944	938	
うち、ISO14001以外の第三者認証制度を有する環境マネジメント取得事業所数 (再掲)	事業所	110	213	325	413	521	608	
環境の保全を図る活動を活動分野としているNPO法人数	法人	233	304	337	380	411	434	
地球温暖化対策実行計画策定市町村数	市町村	36	38	39	41	46	47	
グリーン調達推進方針策定市町村数	市町村	34	35	36	38	40	44	
彩の国エコアップ宣言事業者数 (再掲)	事業者	406	535	604	666	705	1,087	
うち、条例対象外の任意事業者数	事業者	19	37	77	107	160	103	
産業廃棄物処理計画の提出事業者数 (条例対象)	事業者	70	67	69	86	91	97	

16 環境情報の提供と環境科学の振興

重点取組施策指標	単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)	
環境科学国際センターのホームページ年間アクセス数	件	49,837		83,355		62,000	
環境白書のホームページ年間アクセス数	件	17,327		16,798		22,000	
環境科学国際センター研究発表数	件	124		195		126	
環境科学国際センター共同研究数	件	26		25		28	
環 境 指 標	単位	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
環境科学国際センターのホームページ年間アクセス数	件	49,837	52,769	61,683	64,063	60,774	83,355
環境白書のホームページ年間アクセス数	件	17,327	17,879	18,851	20,111	20,904	16,798
環境科学国際センターの研究発表数	件	124	138	127	144	177	195
環境科学国際センターの共同研究数	件	26	22	27	27	30	25

17 国際協力の推進

重点取組施策指標	単位	策定時 (平成17年度)		最新値 (平成22年度)		目標値 (平成23年度)	
海外からの環境分野の研修員等の県受入人数 (上段平成6年度からの累計、下段年度小計)	人	123		309		175	
		15		29		10	
海外との環境分野の研究交流のための県派遣者数人数 (上段平成12年度からの累計、下段年度小計)	人	77		213		140	
		12		40		12	
環 境 指 標	単位	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22
海外からの環境分野の研修員等の県受入人数	累計(H6~)	123	172	211	242	280	309
	年度小計	15	49	39	31	38	29
海外との環境分野の研究交流のための県派遣者数	累計(H12~)	77	90	112	139	173	213
	年度小計	12	13	22	27	34	40

印刷物等の作成状況

環境政策課 (048-830-3015)

- 埼玉県環境白書
- 埼玉県環境基本計画
- 環境アセスメント
— 埼玉県環境影響評価条例のあらまし—
- 埼玉県戦略的環境アセスメント

温暖化対策課 (048-830-3035)

- 環境みらい資金
- 青空再生低公害車導入資金
- 埼玉県ヒートアイランド対策ガイドライン
- 彩の国こどもエコクラブ情報紙
- ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050概要版
- 家庭のCO₂削減ハンドブック
- やさしいCO₂削減シート
- 環境学習支援制度案内パンフレット

大気環境課 (048-830-3055)

- 埼玉県における光化学スモッグの発生状況
- 大気汚染常時監視測定結果報告書
- 埼玉の大気環境
- 大気環境調査事業報告書
- 生活環境保全条例、化学物質管理促進法
P R T R 制度の電子届出のご案内
- 化学物質と私たちの暮らし
- 化学物質問題総合ガイドブック 目から鱗！
- 化学物質取扱事業者の皆さまへ
- 埼玉県におけるダイオキシン類対策の概要
- みんなでVOCの排出を減らそう！
- 埼玉県の大気規制（ばい煙関係）
- 埼玉県の大気規制（粉じん発生施設関係）
- 大気汚染防止法に基づく特定粉じん（石綿）
排出等作業に係る規制
- 廃棄物焼却炉の規制について
- ダイオキシン類に関する規制について

- 有害大気汚染物質の規制について
- 埼玉県の大気規制（揮発性有機化合物（VOC）・
炭化水素類関係）
- 私たちの生活と石綿（アスベスト）
- 石綿（アスベスト）使用建築物等における
解体等工事時の規制
- 石綿飛散防止対策マニュアル
- 埼玉県非飛散性石綿含有建材解体工事
ガイドライン・同解説
- アイドリング・ストップ
- 埼玉県の地球温暖化対策＜自動車対策の概要＞

水環境課 (048-830-3078)

- 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果
- 航空機騒音調査結果
- 東北・上越新幹線 鉄道騒音・振動測定結果
- 埼玉県地盤沈下調査報告書
- 地盤沈下・地下水位観測年報
- 公共用水域及び地下水の水質測定結果
- 事業者のみなさまへ（悪臭の規制）
- 事業者のみなさまへ
（工場・事業場における騒音・振動の規制）
- 事業者のみなさまへ
（屋外作業場等の騒音・振動制の規）
- 建設業のみなさまへ
- 深夜に営業を行うみなさまへ
- 公害防止組織制度について
- 埼玉県の水質規制
- 工場・事業場等排水の水質規制
- 工場・事業場排水の総量規制
- 埼玉県生活排水処理施設整備構想
- カッパのキューちゃん街へ来る！
- 川にやさしい 生活知恵袋
- 里川づくり県民運動のてびき
- 地下水採取の規制
- きれいな地下水を次世代へ

産業廃棄物指導課 (048-830-3125)

野外焼却、不法投棄禁止

- 産業廃棄物処分業特別管理産業廃棄物処分業許可業者名簿

排出事業者の皆様へ

産業廃棄物の取扱いについて

PCB廃棄物の適正保管について

建設業・解体業のみなさまへ

石綿含有産業廃棄物を適正に処理しましょう

建設系廃棄物を取り扱う排出事業者の皆様へ
廃棄物処理法が大きく改正されました。

資源循環推進課 (048-830-3105)

一般廃棄物処理事業の概況

みどり再生課 (048-830-3190)

緑化計画届出制度の手引き

緑化計画届出制度のあらまし

緑化計画届出制度事例集

来たれ、里の山守たち

協働による緑地保全のご案内

埼玉県広域緑地計画概要版

みどりと自然への招待状

(緑のトラスト運動普及啓発リーフレット)

よりどり緑、楽しもう

彩の国みどりの基金ビジョン

彩の国みどりの基金への御寄附のお願い

1人1本植樹運動、埼玉県植樹エントリー

自然環境課 (048-830-3140)

- 埼玉県レッドデータブック2008 動物編

- 改訂・埼玉県レッドデータブック2005 植物編

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例

生物多様性保全県戦略

特定外来生物にご注意ください<アライグマ編>

特定外来生物にご注意ください

<カミツキガメ編>

特定外来生物にご注意ください

<外国産カブトムシ編>

外来生物に注意しよう～アライグマ、カミツキガ

メ～カラスとどうつきあうか

—カラス被害対策—

野生動物にエサを与えないで

生物多様性を考えよう

人と自然が共生する埼玉へ (リーフレット)

人と自然が共生する埼玉へ

—グリーンアクションデータブック—

ナチュラリッ子クラブ —身近な自然観察手帳—

埼玉県自然学習センター

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里

ガイドマップ

さいたま緑の森博物館

埼玉県山西省友好記念館神怡館

埼玉県の自然公園

- 関東ふれあいの道埼玉県コースルートマップ

奥武蔵自然歩道

環境科学国際センター (0480-73-8331)

埼玉県環境科学国際センター報

- 埼玉県地質地盤資料集

環境整備センター (048-581-4070)

施設案内

(埼玉県環境整備センター・彩の国資源循環工場)



印刷物の詳細については、各課所へお問い合わせください。

「●」は県政情報センターで販売しています。

購入方法については、

県政情報センター (☎ 048-830-2545)

にお問い合わせください。



施設の設置状況

【埼玉県環境科学国際センター】

《場 所》加須市上種足914
 《電 話》0480-73-8363
 《交 通》・JR高崎線鴻巣駅東口から加須車庫・加須駅行きバス「環境科学国際センター」下車
 ・東武伊勢崎線加須駅北口から免許センター・鴻巣駅行きバス「環境科学国際センター」下車

《開館時間》9:30~16:30(入館は16:00まで)
 《休 館 日》月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、開館した月曜日の翌平日、12月29日~1月3日
 《入 場 料》一般300円、大学生・高校生200円(中学生以下、65歳以上の方、障害者の方は無料)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f16/>

子どもから大人までが環境問題に興味を持ち、気軽に、楽しく学べる体感型の展示館のほか、屋外には自然観察や野外作業など、身近な自然とふれあいながら環境学習できる生態園がある。また、環境学習のための情報コーナー、図書コーナー、研修室などを備え、各種講座や研修を実施している。

【埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園】

《場 所》北本市荒井5-200
 《電 話》048-593-2891
 《交 通》JR高崎線北本駅西口から、北里メディカルセンター病院行きバス「自然観察公園前」下車

《開館時間》9:00~17:00(夏休み期間中・年末年始は時間変更あり)
 《休 館 日》月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休日の翌日(土、日、休日の場合は開館)
 (休館日であっても、夏休みや春休み期間中、年末年始は臨時開館しています)

<http://www.saitama-shizen.info/>

《入 館 料》無 料

自然学習センターには自然について学習し理解してもらうための展示やシアター、図書情報コーナーを設置している。また、自然観察会や実験教室など週末を中心に多くのイベントを実施している。

【埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター】

《場 所》所沢市大字荒幡782番地
 《電 話》04-2939-9412
 《交 通》西武狭山線下山口駅から約1km、徒歩約15分

《開館時間》9:00~17:00
 《休 館 日》月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休日の翌日(土、日、休日の場合は開館)、12月29日~1月3日

<http://www.ikifure.info/>

《入 館 料》無 料

狭山丘陵いきものふれあいの里の中心施設として、展示室、観察バルコニー、講義室などがあり、狭山丘陵の自然や文化について学び、体験することができる。自然観察会や里山体験講座など様々なプログラムを実施している。

【さいたま緑の森博物館】

《場 所》入間市宮寺889-1
 《電 話》04-2934-4396
 《交 通》西武池袋線小手指駅南口から宮寺西・箱根ヶ崎駅行きバス「荻原」下車徒歩約10分

《開館時間》9:00~17:00(12月~2月は16:00まで)
 《休 館 日》月曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休日の翌日(土、日、休日の場合は開館)、12月29日~1月3日

<http://www.saitama-midorinomori.jp/>

《入 館 料》無 料

狭山丘陵の雑木林を保全し、雑木林や湿地などの自然そのものを野外展示物とした自然観察の場で自然の大切さや人と自然のかかわりなどを学ぶことができる。自然観察会や雑木林体験イベントなども実施している。

【県民の森】

《場 所》横瀬町大字芦ヶ久保字丸山北平896
 《電 話》0494-23-8340(FAX同じ)
 (冬季・埼玉県農林公社森林局0494-25-0291)
 《交 通》西武秩父線芦ヶ久保駅から徒歩1時間30分

《開館時間》9:00~16:30
 《休 館 日》(冬期休業)
 12月1日~2月末日

<http://www.chichibu.ne.jp/~ssinrinp/kenmori.html>

《利 用 料》無 料

横瀬町の丸山の北側にあり、面積68ha。森林学習展示館をはじめ、デイ・キャンプ場、野鳥の森などがあり、楽しみながら自然に触れることができる。冬期休業。

【彩の国ふれあいの森】	
《場 所》 秩父市中津川447 《電 話》 0494-56-0026 《F A X》 0494-56-0028 《交 通》 秩父鉄道三峰口駅から中津川行きバス「中津川」下車 http://www.chichibu.ne.jp/~furemori/	《開館時間》 9:00~17:00 《休 館 日》 12月29日~1月3日 《入 場 料》 無 料 (ただし、木工工作室、学習室を利用する場合は有料)
約3,000haの森の中に、原生林の散策ができる七つの森ゾーンや森林の働きを学習できる森林科学館などがあり、自然体験を通して、森林の大切さや人と自然との関わりなどを学ぶことができる。宿泊施設こまどり荘が併設されている。	
【みどりの村】	
《場 所》 小鹿野町大字飯田853 《電 話》 0494-75-3441 《交 通》 西武秩父線西武秩父駅から小鹿野車庫行きバス「小鹿野役場前」下車乗換、長沢行きバス「みどりの村吉田口」徒歩約25分又は、坂本行き又は栗尾行きバス「滝原団地前」徒歩約20分 http://www.chichibu.ne.jp/~takahasi/index.htm	《利用時間》 9:00~16:30 《休 業 日》 12月29日~1月3日 《利用料等》 無料 (一部有料施設あり)
西秩父に位置し、面積約17haの緑に親しみながら農林業の理解を深め、都市と山村の交流ができる施設。キャンプ場、フィールドアスレチック、子どもの広場、テニスコート等があり、年間を通して楽しめる。	
【埼玉県立自然の博物館】	
《場 所》 長瀬町長瀬1417-1 《電 話》 0494-66-0404 《F A X》 0494-69-1002 《交 通》 秩父鉄道上長瀬駅から徒歩5分 http://www.shizen.spec.ed.jp/	《開館時間》 9:00~16:30(入館は16:00まで) ※7・8月は30分延長 《休 館 日》 月曜日(祝日・振替休日、5/1、5/2、7・8月の月曜日は開館)、12月29日~1月3日 《入 場 料》 一般200円、学生100円(中学生以下、65歳以上の方、障害者の方は無料)
埼玉の自然とその生いたち、自然と人との共生について、化石や岩石、動物や植物など多くの資料によりわかりやすく展示・解説している。また、科学教室や野外観察会などの各種イベントを行っているほか、県内の自然に関する資料の収集、整理及び調査研究等を行っている。	
【埼玉県青少年総合野外活動センター（(愛称)彩の国グリーンビレッジ）】	
《場 所》 秩父市山田4386 《電 話》 0494-24-1463 《F A X》 0494-24-6887 《交 通》 秩父鉄道大野原駅から西武秩父線芦ヶ久保駅から徒歩約2時間 http://yakatu.shopro.co.jp/	《開館時間》 8:30~17:00 《利用料等》 宿泊の場合使用料・食事代等 日帰り利用1日50円 その他利用内容に応じ、有料のものもあり 《休 所 日》 火曜日(月曜が祝日の場合は水曜日、火又は水曜日が祝日の場合はその週は休所日なし)、12月29日~1月3日 ※7月21日から8月末とGWは休所日なし
秩父市高篠山の中腹にある面積70haの総合野外活動施設で、キャンプやその他レクリエーションの楽しさを自然の中で満喫できる。丸太小屋のログハウスなどの宿泊施設あり。	
【三峰ビジターセンター】	
《場 所》 秩父市三峰8-1 《電 話》 0494-55-0862 (秩父市大滝総合支所地域振興課) 《交 通》 西武秩父線西武秩父駅から西武バス「三峰神社」行き終点下車	《開館時間》 9:00~16:00 《休 館 日》 12月29日~1月3日 《入 館 料》 無 料
秩父多摩甲斐国立公園が総合的に理解できる施設。自然のしくみと人間とのかかわり合いについて、分かりやすく展示している。	

【首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）インフォメーションセンター（美の山公園内）】 《場 所》秩父市黒谷地内(美の山・山頂) 《電 話》なし 《交 通》秩父鉄道皆野駅から徒歩90分、黒谷駅から徒歩90分 http://www.pref.saitama.lg.jp/site/minoyamakouen-top/		《開館時間》9：00～16：30 《休 館 日》月曜日(休日の場合は翌日) ※月曜日以外も、利用者状況に応じて休館になる場合があります。 11月21日～3月20日 《入 場 料》無 料
首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）を総合的に案内する施設。県内のコース図、主要地点からの眺望写真などを展示している。		
【埼玉県立元気プラザ】 【長瀬げんきプラザ】 《場 所》長瀬町井戸367 《電 話》0494-66-0177 《交 通》秩父鉄道「野上」駅下車、徒歩10分	【小川げんきプラザ】 《場 所》小川町木呂子561 《電 話》0493-72-2220 《交 通》J R 八高線「竹沢」駅下車、徒歩30分 東武東上線「東武竹沢」駅下車、徒歩40分	
【神川げんきプラザ】 《場 所》神川町池田756 《電 話》0495-77-3442 《交 通》上越新幹線「本庄早稲田」駅、高崎線「本庄」駅、八高線「丹荘」駅から神泉総合支所行きバス「池田」下車徒歩15分	【名栗げんきプラザ】 《場 所》飯能市上名栗1289-2 《電 話》042-979-1011 《交 通》西武秩父線「正丸」駅下車約4km	
【大滝げんきプラザ】 《場 所》秩父市大滝5944-2 《電 話》0494-55-0014 《交 通》秩父鉄道「三峰口」駅から秩父湖行きバス「大久保」下車約5km	※各所共通 《利用料等》宿泊に要する食事代、その他活動内容に応じて実費負担 《休 所 日》月曜日(休日の場合は開所) 12月29日～1月3日	
子どもから大人まですべての県民が、体験・交流・宿泊の場として利用できる社会教育施設。豊かな自然環境のもと環境分野を含め様々な生涯学習活動を行うことができる。		
【埼玉県山西省友好記念館】 《場 所》小鹿野町両神薄2245 《電 話》0494-79-1493 《交 通》秩父鉄道三峰口から小鹿野町役場行き町営バス「薬師堂」下車徒歩3分 http://www18.ocn.ne.jp/~ogano/shenyi.html	《開館時間》9：00～17：00 《休 館 日》火曜日(休日、県民の日の場合は開館)、休日の翌々日(土・日・休日の場合は開館)、12月29日～1月3日 《入 館 料》大人350円 小学生150円(小学校就学前、65歳以上の方、障害者の方は無料)	
中国山西省との友好県省締結10周年を記念して建てられた山西省の歴史、自然、文化等を紹介する中国古代寺院風建築の展示館。		
【埼玉県長瀬総合射撃場】(平成13年11月1日からクレール射撃場供用一時停止) 《場 所》長瀬町大字野上下郷2395-1 《電 話》0494-66-1111 《F A X》0494-66-1112 《交 通》秩父鉄道野上駅または長瀬駅下車 http://www.nsr.bz E-mail: nsr@crda.co.jp		《開館時間》4月～10月 8：30～17：30 11月～3月 9：00～17：00 《休 業 日》毎週月曜日及び11月～3月までの第2・4火曜日(ただし、休業日が祝日に当たる場合はその翌日)、11月15～21日、年末年始 《利 用 料》ライフル射撃 610～3,560円(個人)
日本でも有数の規模の射撃場。クレール射撃場5面、ライフル射撃場116射座(射程300メートルの大口徑射場もあり)。平成21年6月、ライフル射撃のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定。		

【事前の申込み等により、見学が可能な施設】

【彩の国資源循環工場（埼玉県環境整備センター）】 《場 所》寄居町三ヶ山368 《電 話》048-581-4070 《交 通》J R 八高線・秩父鉄道・東武東上線「寄居駅」からタクシー8分		《見学時間》9：00～16：00 送迎バス有 (詳細はお問い合わせください) 《休 日》土・日曜日・祝日 12月29日～1月3日
8つの民間リサイクル施設(彩の国資源循環工場)及び県営の廃棄物最終処分場(環境整備センター)の施設を公開している。		

用語解説

<あ行>

RDF (Refuse Derived Fuel)

可燃ごみ(生ごみ、紙ごみ、廃プラスチック等)を破碎、選別、乾燥、固形化し、利用しやすい性状の固形燃料にしたもの。

ISO14000シリーズ、ISO14001

環境マネジメント(管理)システムの項参照。

アイドリング・ストップ

自動車の駐停車時にエンジンを止めること。埼玉県生活環境保全条例により信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務づけられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務づけられている。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略。国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)が共催する国際機関として1988年に設立され、気候変動の原因や影響について、最新の科学的・技術的・社会的な知見を集約し、評価や助言をおこなっている。各国政府が参加し協議する「政府間パネル」は、三つの作業部会から構成されている。

硫黄酸化物(SO_x)

硫黄の酸化物の総称であり、大気汚染としては主に二酸化硫黄を指す。主として石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生し、大気汚染防止法ではばい煙の一つとして規定し、K値規制や総量規制の対象物質としている。

石綿(アスベスト)

繊維状の鉱物で、軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、ボイラー配管や自動車のブレーキ、建築材などに広く利用されたが、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、現在では使用が原則として禁止されている。

一酸化炭素(CO)

燃料等の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体である。生体に有害で、血液中のヘモグロビンとの結合力が酸素の約210倍であるため、酸素とヘモグロビンの結合が阻害され、酸素欠乏状態となる。主な排出源は自動車である。

一般廃棄物

家庭から排出される厨芥などの廃棄物と、飲食店の食品残さなど事業所から排出される廃棄物のうち産業廃棄物に該当しないもの。

上乘せ基準

大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、都道府県が国の定める一律の排出(水)基準に代えて適用するもので、国の定める排出(水)基準より厳しい基準をいう。

エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関などを対象とした「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための、環境省が策定したガイドラインに基づく、認証・登録制度。

エコカー(低公害車)

従来ガソリン車やディーゼル車に比べ大気汚染物質である窒素酸化物や温室効果ガスである二酸化炭素の排出が

少ない車。電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び国土交通省が認定した低排出ガス自動車などがある。

エコマーク

私たちのまわりにあるさまざまな商品の中で、製造・使用・廃棄などによる環境への負荷が他の同様の商品と比較して相対的に少ないなど、その商品を利用することにより環境保全に役立つと認められる商品に付けられるマークであり、

「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表している。財団法人環境協会の認定を行っており、代表的な商品としては、リターナブルびん(回収の上再利用されるびん)、古紙を原料にした印刷用紙、無漂白のコーヒーフィルターなどが認定されている。

エコライフDAY

簡単なチェックシートを利用して、1日、参加者にCO₂削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を経験してもらう取組。

エスコ(ESCO)事業

ESCO(Energy Service Company)事業とは、省エネルギーを民間の企業活動として行うビジネスのこと。ESCO事業者は顧客に対し、工場やビルの省エネルギーに関する包括的サービス(①省エネルギー診断、②設計・施工、③導入設備の保守・運転管理、④事業資金調達、⑤省エネルギー効果の保証など)を提供し、光熱水費の削減分の一部を報酬として受取る。

NGOとNPO

NGOはNon-Governmental-Organization(非政府組織)、NPOはNon-Profit-Organization(民間非営利組織)の略称。近年は、環境保全などの公共の利益を目的として非営利で活動する市民団体の総称として使われる。

オゾン層

地上10~50kmの高層の大気にあるオゾンの層。オゾン層は、太陽光線中で酸素から生成され、有害な紫外線を吸収するはたらきをもつため、フロンによって破壊されると、皮膚がんの増加や生態系への影響が生じるとされている。

汚濁負荷量

河川水等を汚濁する物質の量のこと。主として生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、窒素(N)、りん(P)の1日当たりのトン数で表される。これは都市下水や工場排水などの汚濁源から河川等へ排出される排水量とその汚濁物質の濃度をかけ合わせて算出される。湖や海などでは汚濁物質が蓄積するため、流入する河川の汚濁の濃度ばかりでなく、汚濁物質の総量も問題となり、この汚濁負荷量の削減が重要となる。

温室効果ガス

太陽により暖められた地表の熱が宇宙に放射されるのを防ぐ働きを持つ大気中のガス。1998年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの6種類のガスが温室効果ガスとして定められている。石炭や石油などの化石燃料の使用によって排出される二酸化炭素などの大気中の濃度が増加したことによって、地球の平均気温の上昇(地球温暖化)をもたらしていると指摘されている。



＜か行＞

カーボンオフセット

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、排出努力をした上で、それでも排出削減が困難な部分について、他の場所で排出削減・吸収を実現する活動などに資金提供すること等によって、その全部又は一部を相殺（オフセット）すること。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息または生育する生物。外来生物のうち、生態系などに著しい影響を与えるものを特に侵略的外来生物と呼び、生態系への悪影響をもたらすものとして問題となっている。

化学的酸素要求量（COD）

生活環境項目の一つであり、水の中に含まれる有機物及び被酸化性の無機物（硫化物、第一鉄、アンモニアなど）が酸化剤によって化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/lで表示され、数値が大きいくほど汚濁の程度が高い。BODとともに水の汚濁を示す指標である。

環境アドバイザー制度

地域における自主的な環境保全活動を支援するために、本県（温暖化対策課）が設ける制度。原則として30人以上の参加が見込まれる環境問題に関する講演会・研修会などに、主催者からの申請に基づいて、県があらかじめ委嘱した講師（環境アドバイザー）を派遣する。派遣に要する費用は県が負担する。

環境影響評価（環境アセスメント）

開発事業等による公害の発生や自然環境の破壊について事業者が自ら配慮するため、当該開発事業等による環境への影響の有無等を事業の実施に先立って調査・予測・評価すること。また、事業の計画立案段階で実施される環境アセスメントを戦略的環境アセスメントという。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者など様々な立場の環境保全活動に関する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人をいう。市民や市民団体を対象とした環境カウンセリングを行う「市民部門」と、事業者を対象とした環境カウンセリングを行う「事業者部門」に分けて登録されている。

環境学習応援隊

企業から学校に人材を派遣したり、学習プログラムを提供したりすることで、学校における環境学習の取組の支援を行う。事業の趣旨に賛同する企業を環境学習応援隊として登録している。

環境家計簿

日常生活において、電気、ガスなどのエネルギーや水道水等をどのくらい使用したかを家計簿風にまとめ、それらの使用により自分たちがどれだけの二酸化炭素を排出しているかを計算できるもの。自分たちの生活における二酸化炭素排出量を知ることにより、それまでのライフスタイルを見直して生活の中の無駄をなくし、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出量を減らしていくことをその目的としている。

環境基準

環境基準とは、環境基本法で「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定めている。ダイオ

キシソ類については、ダイオキシソ類対策特別措置法で定めている。

これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境基準（水質）

水質汚濁に係る環境基準は、水質保全行政の目標として、公共用水域（河川、湖沼などの水域及びこれに接続する水路など）について、達成し維持することが望ましい水質の基準として定められているもので、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。前者の基準は、全公共用水域につき一律に定められ、後者の基準は、河川の利用目的に応じ設定された水域類型ごとに基準値が定められ、類型が当てはめられた水域について適用される。

環境教育アシスタント制度

学校における環境教育の支援を図ることを目的に、環境に関する豊かな知識や経験を有する人（環境教育アシスタント）を派遣する制度。

環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）

化学物質の中には、生体内に取り込まれた場合に正常なホルモン作用に影響を及ぼすものがあり、このような化学物質が内分泌かく乱化学物質、いわゆる環境ホルモンと呼ばれている。

これらの物質による影響は、化学的には未解明な点が多く残されているものの、生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を超えた深刻な影響をもたらすおそれがあることから、環境保全上の重要課題となっている。

環境省は平成22年7月、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応方針－EXTEND2010－」を定めた。

環境マネジメント（管理）システム

企業などが自ら企業経営の中で排出物を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境負荷を低減していくための「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」、達成度を「評価（Check）」し、結果をもとに「更なる改善（Action）」するというPDCAサイクルを繰り返し行うことによって、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのマネジメントシステムである。

1996年（平成8年）に、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関である国際標準化機構（ISO）により、環境マネジメント全般に係る国際標準規格である「ISO14000シリーズ」が発効され、その中の認証取得の対象となる「ISO14001」は、環境マネジメントシステムについて規定している。

環境リスク

人の活動などによって、環境に加えられる負荷が、環境を経由して人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼす可能性のことを「環境リスク」という。化学物質の環境リスクは、化学物質自体の有害性の程度と、呼吸や飲食、皮膚接触などにより、どれだけ化学物質に接したか（暴露量）によって決定される。

希少野生生物

野生生物のうち、その種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は、著しく減少しつつあることなどにより、その種の存続に支障を来す事情があるもの。

揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）

炭素を含む化合物のうち、揮発しやすく大気中で気体となる性質を持つ化合物の総称（二酸化炭素など一部例外を除く）。具体的にはトルエン、キシレンなどが挙げられる。塗料、インク、接着剤、クリーニングなどの溶剤などに含まれる。光化学スモッグなどの原因となる。

九都県市指定公害車

首都圏の広域的な課題について取り組む九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が広く一般への導入を推奨するため、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量が少ない自動車を指定している。

京都議定書

1997年12月に京都で第3回地球温暖化防止条約締結国会議（COP3）が開催され、全会一致で採択された議定書。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進締結国全体で1990年比5%以上（日本6%、アメリカ7%、EU8%）削減するとの法的拘束力のある数値目標を定めた。

近隣騒音

商店・飲食店などの営業騒音、拡声機騒音や家庭のピアノ、エアコン、ステレオ等の音やペットの鳴き声等の生活騒音をいう。近年、都市の過密化や生活様式の変化に伴って、近隣騒音の原因も様々となっている。

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

K値規制

大気汚染防止法において硫黄酸化物の排出基準として取り入れられている規制方式をいう。この基準は、次式で算出される硫黄酸化物の許容排出量で表せる。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2 \quad (q: \text{硫黄酸化物の許容排出量} (m^3/h), \\ He: \text{煙突の有効高さ} (m))$$

このK値の大小により排出基準の厳しさの程度が設定されることから、K値規制とよばれる。

健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質のことである。これには、シアンをはじめ蓄積性のある重金属類のカドミウム、水銀、鉛など、また科学技術の進歩で人工的に作り出した物質、例えばPCBなどがある。

環境中の濃度については、人の健康の保護に関する環境基準により物質ごとに定められている。

工場などからの排水中に含まれる有害物質の量は、物質の種類ごとに排水基準として排出許容限度が定められている。

公害

環境基本法によれば、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生息・生育環境が含まれる。

光化学オキシダント（光化学スモッグ）

工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物）が太陽の紫外線で光化学反応を起こし、有害な酸化性物質である光化学オキシダントが発生する。この光化学オキシダントの濃度が高くなり、白

くモヤがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると、眼や喉などの粘膜に対する健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。

公共下水道

市街地の雨水をすみやかに河川等へ排除し、また、家庭や工場から排水される汚水を集め終末処理場で処理し河川等に放流するもので、市町村が建設・管理する下水道。

公共用水域

河川や湖沼、港湾など、公共用に供される水域と、これらに接続する公共溝渠、かんがい水路などの公共用に供される水路のこと。

公共下水道や流域下水道で終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除かれる。

コージェネレーション（熱電供給システム）

エンジンやタービンなどで発電を行い、同時にその排熱を冷暖房や給湯に利用するなど、一つのエネルギー源から電気と熱のように二つ以上のエネルギーを発生させるシステムのこと。

コンポスト

生ごみ、落葉など様々な有機物を原料に微生物のはたらきで発酵、分解してできる堆肥をいう。

<さ行>

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、しゃ断型（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）がある。

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、太陽熱、生物由来のエネルギーや資源であるバイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。

埼玉県地球温暖化防止活動推進員

地域において地球温暖化対策の普及・推進を図るため、地球温暖化対策推進法に基づき県が委嘱する。

埼玉県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の啓発活動や民間団体の支援を行う機関として、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、国においては全国地球温暖化防止活動推進センターが、都道府県においては都道府県地球温暖化防止活動推進センターが指定されている。本県では平成17年4月に、「特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉」をセンターとして指定。

里川

人との関わりを通して、水や生き物の豊かさが育まれる水辺。

産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める20品目（汚泥、廃油、廃プラスチック等）。このうち、危険性の高いものや、有害なものを含む場合は、特別管理産業廃棄物に分類される。

酸性雨

硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が硫酸や硝酸などに変化し、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で地上に沈着する現象（湿性沈着）。広義にはガス・エアロゾルとして直接地上に沈着する現象（乾性沈着）を含む。

次世代自動車

ガソリン車やディーゼル車など従来の自動車と比べて、

環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のこと。具体的には、電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車などがある。

地盤沈下観測井

地盤沈下が地下のどの地層で生じているかを調べるための施設。通常二重管構造の井戸を設置し、内管の抜け上がり量によって沈下量を測定する。また、普通はその井戸により地下水位の変動を同時に測定する。

車種規制 (NO_x・PM法)

自動車NO_x・PM法の窒素酸化物 (NO_x) 及び粒子状物質 (PM) の排出基準に適合していない車は、平成14年10月1日以降、対策地域内に新車登録及び移転登録できず、対策地域内で既に使用されている自動車についても車種に応じて定められた猶予期間を超えると登録できなくなる規制。貨物・バス・ディーゼル乗用車などに適用される。

臭気指数規制

悪臭防止法に基づき、平成18年10月1日から、多くの市町で導入された規制方式。「におい」全体の強さを人間の嗅覚を利用して測定するので、住民の被害感と一致しやすく、従来の物質濃度規制と比較して、多種多様な「におい」の物質に対応が可能である。この臭気指数規制の導入により、従来の規制では捕捉が困難だった複合臭を規制することができるようになった。

住工混在

同一地域に住宅と工場とが画然と区別されずに存在していること。住工混在により、ばい煙、騒音等の都市公害が発生しやすくなるばかりでなく、土地の高度利用や都市の防災の面からも障害となる。

循環型社会

製品などが廃棄物になることを抑制し、それらが収集・廃棄されたときに有用なものを循環的に利用し、循環的利用ができないものは適正に処分して天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する社会をいう。

浄化槽

し尿・生活雑排水 (炊事、洗濯、入浴等の排水) を沈殿分離や微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、公共用水域等へ放流する施設をいう。し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。なお、法令上の用語としては、浄化槽とは合併処理浄化槽のみを指す。

植 生

ある地表を覆っている植物共同体の総称。その場のあらゆる環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団で植物群落ともいう。植生は、その性質から次のように分類されている。

① 原植生

人間による影響を全く受けていない植生のこと、今日ではほとんど消滅している。

② 代償植生

原植生が破壊され、代わって成立している植生のこと。

③ 現存植生

現実に触れ、見ることでできる植生のこと、人間の生活圏のほとんどすべての現存植生は、代償植生である。

④ 潜在自然植生

一切の人為を停止した場合、その立地においてどのような植生になるか、理論的に考えられる植生のこと。

振動加速度レベル/振動レベル

振動の物理的なエネルギーの大きさを示した量のこと。

ある大きさの振動の加速度と基準となる加速度との比を対数化して表したもので、またはこの値に経済産業省令で定める感覚補正を行ったもので、単位はデシベル (dB) が用いられる。振動の規制等で用いるのは、感覚補正を行ったもので、通常、計量法第71条の条件に合格した感覚補正回路を持つ振動レベル計により測定される。

なお、感覚補正を行ったものを特に振動レベルとして区別することがある。

森林のCO₂貯蔵

樹木は、光合成により大気中のCO₂ (二酸化炭素) を同化し、幹や枝として貯える。80年生のスギ人工林は、1 ha当たり約620 tのCO₂を貯蔵している。

水準点

地盤標高を測定するために設置した水準基標のこと。埼玉県では毎年1月1日を基準とした標高を水準測量により測定し、前年の標高と比較することで、地盤変動量を算出している。

水素イオン濃度 (pH)

水の酸性、アルカリ性を表す指標で、中性の水ではpH7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性では7よりも大きくなる。例えば、牛乳は弱い酸性でpH6程度、石けん液は弱いアルカリ性でpH8から9程度である。

試験紙の色やガラス電極pHメーターなどで測定する。水質関係では、生活環境項目の一つとして測定されている。

ストレーナー

地下水を井戸管の中に取り入れるために、井戸管の途中に小さい穴が数多く開けられている集水部分のことで、「井戸 (揚水設備) のストレーナーの深さ」によって、その井戸がどのような深さにある地下水をくみ上げるかが決まる。

3R (スリーアール)

循環型社会を形成するための取組で、廃棄物の発生抑制 (リデュースReduce)、再使用 (リユースReuse)、再生利用 (リサイクルRecycle) の3つの頭文字を指す。

生活環境項目

水質汚濁に係る基準のうち、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されている項目をいう。現在水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、大腸菌群数、全亜鉛などが定められている。

環境基準は、河川、湖沼、海域別に、水道・水産・農業用水・工業用水・水浴などの利用目的や、水生生物の生息状況に適応した類型ごとに基準が定められている。排水基準は、健康項目と同様に項目別に定められている。

生活雑排水

家庭から流れ出る「生活排水」のうちトイレからの排水を除いたものの総称。主に、台所、洗濯、風呂などから排出される。

生活排水対策重点地域

水質環境基準が達成されていない水域や、水質の保全を図ることが特に重要な水域で、生活排水による水質汚濁を防止するため、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であるとして、水質汚濁防止法に基づき、知事が指定した地域をいう。

生態系

植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土壌などの無機質な環境を総合した系 (システム)

生物化学的酸素要求量 (BOD)

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の

中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

生物多様性

地球上の生物とその生息・生育環境の多様性を表す概念。「遺伝子の多様性」、「種の多様性」、「生態系の多様性」の3つの段階からとらえられる。

精密水準測量

水準測量は地表の標高を測る測量のこと。精密水準測量は最も精度の高い水準測量で、地盤沈下や地殻変動等の調査のために実施される。精密レベルと精密標尺を用い、誤差ができるだけ消去されるような、また、最も小さくなるような測定方法がとられている。

騒音レベル

ある大きさの音圧と基準の音圧との比を対数化して表したもの、またはこの値に経済産業省令で定める聴感補正を行ったもので、単位はデシベル(dB)が用いられる。騒音の規制等で用いるのは、聴感補正を行ったもので通常、計量法第71条の条件に合格した騒音計で、周波数補正回路A特性により測定される。

総量規制(水質)

一定の地域内の汚濁物質の排出総量を一定量以下に抑えるため、工場等に対し汚濁物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。濃度規制と対比される概念。県では平成19年6月に、平成21年度を目標年度とした第6次水質総量削減計画を策定し、平成19年9月から新しい総量規制基準が適用されている。

<た行>

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。多くの異性体があり、毒性が異なる。ダイオキシン類の量は最も毒性の強い異性体に換算した値(毒性等量=TEQ)で表す。

帯水層

地層を構成する粒子間の空隙・間隙が大きく、かつ、地下水によって飽和されている地層。

大腸菌群数

生活環境項目の一つとして、水の汚濁、特に人畜の排泄物などによる汚染の程度を知る尺度として用いられる。人畜の腸内に寄生する細菌に大腸菌群と呼ばれる一群の種類があり、これが多いと他の有害細菌も多くなる疑いがある。

WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level(加重等価平均感覚騒音レベル)の略で、航空機騒音の測定評価のために考案されたものである。時間帯ごとに飛行回数を重ねて算出するもので、単位としても使用される。「うるささ指数」と呼ばれることもある。

なお、告示改正が行なわれ、平成25年4月1日以降は時間帯補正等価騒音レベル(Lden)が用いられることとなった。

地域制緑地

法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区。

都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例で規定する「ふるさとの

緑の景観地」などがある。

地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費すること、または、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。

窒素酸化物(NOx)

窒素の酸化物の総称であり、大気汚染としては一酸化窒素と二酸化窒素の混合物を指す。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場・事業場など。光化学オキシダントの原因物質の一つでもある。

中間処理

廃棄物を減量化、安定化、無害化、再資源化するために行う焼却・中和・脱水・破碎・圧縮・蒸留などの処理をいう。

鳥獣保護員

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第78条に基づき設置した県の非常勤職員。狩猟の取締り、鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣の生息状況調査などを行う。

底質

河川、湖、海などの水底を形成する表層土及び岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたものをいう。底質の状態はその上部の水質と相互に関連し合っており、水質が汚濁すると底質汚染を引き起こし、また汚染された底質から有機物や有害物質などが溶出し水質を汚濁するという事態が生じる。また、底質の汚染は底生生物の生育に大きな影響を与える。

低周波音

人の耳には聞き取りにくい周波数の音(20~100ヘルツ程度)と、可聴域の下限(20ヘルツ)より低くて耳には聞こえないとされる超低周波音(1~20ヘルツ程度)をさす。建具や家具のガタつきのほか、人の体には圧迫感や振動感、頭痛、不眠などの症状がでる場合がある。発生源はプレス機械、ディーゼルエンジン、鉄道トンネルなど幅広く、最近では送風機や屋上の冷却塔など、生活の場に近いものも原因になりうるとうとされている。

低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会。

デポジット制度

空き缶等の散乱の防止と再生利用のため、あらかじめ飲料水等の販売価格に一定金額の預り金(デポジット)を上乗せして、消費者が容器を返却した場合にその預り金を返却する制度をいう。

登録廃棄物再生事業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2により知事の登録を受けた者

特定施設

水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法では「著しい騒音を発生する」施設、振動規制法では「著しい振動を発生する」施設、ダイオキシン類対策特別措置法では、「ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する。又はダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する」施設をいい、政令でその規模等の範囲が定められている。

特別管理廃棄物

一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある廃棄物をいい、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に区分される。

特別管理一般廃棄物は、①廃家電製品（廃エアコンディショナー、廃テレビジョン、廃電子レンジ）に含まれるPCB使用部品、②一定のごみ焼却施設から生じるばいじん、③病院、診療所等から生じる感染性一般廃棄物である。

特別管理産業廃棄物は、①燃えやすい廃油、②著しい腐食性を有する廃酸及び廃アルカリ、③病院、診療所等から生じる感染性産業廃棄物、④廃PCB等及びPCB汚染物、廃石綿等など特定有害産業廃棄物である。

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、無秩序な市街地形成や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質変更などを行う際に許可が必要となる地区。

都市・生活型公害

大都市地域を中心とする自動車などからの排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川の汚濁、近隣騒音等の公害のこと。

トリクロロエチレン

水より重い無色透明の液体で、水に溶けにくく、揮発性があり、金属機械部品などの脱油脂洗浄、油脂・樹脂などの溶剤などに用いられる。

蒸気を多量に吸入すると、軽症ではめまい、頭痛が起こり、多量に吸入すると意識を失う。場合によっては、肝臓や腎臓に障害を起こすこともある。また、人に対する発がん性について疑いがあるとされている。

＜な行＞

二氧化硫（SO₂）

硫黄酸化物の項参照。

二氧化窒素（NO₂）

窒素酸化物の項参照。

農業集落排水施設

農業用水の水質を保全し、農山村地域における生活環境を改善するための生活排水処理施設（通常は浄化槽として設置される。）のこと。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。

濃度規制

水質汚濁防止法に定める排水基準（濃度規制）には、有害物質と生活環境項目の2種類があり、有害物質は全ての特定事業場に適用される。生活環境項目は、日平均排水量が50m³以上の特定事業場を対象としているが、県では上乗せ条例により規制対象を広げるとともに、BOD等の3項目について厳しい基準を定めている。埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準はほぼ水質汚濁防止法及び上乗せ条例に準じたものとなっている。

NO_x・PM法

車種規制（NO_x・PM法）の項を参照。

m³_N/h

m³_Nは、「ノルマル（リュウベイ）」と読み、0℃1気圧の標準状態を表すもので、主として排ガス量等を表す場合に用いられ、1m³_N/hは、1時間当たりの標準状態（0℃1気圧）に換算した1m³のガス量を表す。

＜は行＞

ばい煙

大気汚染防止法において、次の物質をばい煙と定義している。(1)燃料その他の物の燃料に伴い発生する硫黄酸化物、(2)燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、(3)物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（有害物質という）。

バイオディーゼル燃料

生物由来の油を原料として、ディーゼルエンジンの燃料に加工したもの。

バイオマス

再生可能な生物（植物や動物）由来の有機資源で、化石資源（石油や石炭）を除いたもの。

廃棄物

その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状又は液状のものをいう。

廃棄物は、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。

灰溶融

焼却灰を減容化、無害化するために、融点以上（概ね1,200℃以上）の高温で溶融処理すること。

焼却灰の状態に比べ1/2～1/3に減容できるとともに、重金属類が溶出しにくくなる。処理された生成物は「溶融スラグ」と呼ばれ、道路工事に用いられる。再生利用されている。

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register:化学物質排出移動量届出）制度

人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質について、環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物等に伴う事業所外への移動量を事業者が自ら把握し、県を通して国に届け出、国や県がその届出データや推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度。

PFI（Private Finance Initiative）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営力及び技術力を活用して行う手法をいう。

ヒートアイランド

冷房による人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。建物や自動車からの人工排熱の低減、地表面や屋上の緑化、緑地や水面からの風の活用、ライフスタイルの改善などの対策が効果的とされている。

ヒートポンプ

大気や川の水などの熱を圧縮機（コンプレッサ）を利用して効率よくくみあげ、移動することにより冷却や加熱を行うシステムのこと。

ppm（Part Per Million）

割合を表示する単位。100万分の1をppmと表示する。例えば1m³（100万m³）の空気中に1cm³の硫黄酸化物がまじっている場合の硫黄酸化物濃度を1ppmと表示する。

ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Topo”を合成したドイツ語であり、直訳すれば「生物生息・生育空間単位」の意味である。したがって、特定の生物の生

息・生育を中心に考えた自然環境の一空間を示す言葉であり、より端的に言えば野生生物の生息・生育空間を意味するものである。

ビオトープ創造事業は、自然環境を野生動植物とその生息・生育空間に注目してとらえなおし、従来の自然環境の保全に加え、質の高い自然環境の復元・創造を目指す事業を展開していこうとするものである。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m) 以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

非メタン炭化水素

炭素と水素からなる炭化水素のうちメタンを除くものの総称。揮発性有機化合物に含まれる。この物質の大気中の濃度が高いほど、光化学オキシダントの発生につながりやすい。(「揮発性有機化合物」の項参照。)

富栄養化

湖沼や東京湾などの閉鎖性水域で植物が生育するうえで必要とする栄養塩類(代表的なものとして窒素、りん)が、次第に高い濃度になっていく現象をいう。その結果として、特に湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、生息動物や浄水場での浄化処理などに障害を及ぼす場合がある。

浮遊物質 (SS)

生活環境項目の一つであり、水中に懸濁している物質のうち、ろ過によって水から分離できるものをいう。単位は mg/l で表示され、数値が大きいほど透明性が低下する。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状の物質(粉じん、ばいじん等)であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の物質をいう。発生源としては、土壌・海塩粒子など自然起源のもの、工場、自動車、家庭などから発生する人為起源によるものや大気中でガス状物質が反応して二次的に生成されるものなどがある。呼吸により体内に入り、肺や気管に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。

フロン類

炭素、フッ素、塩素等の化合物の総称で、洗浄剤、冷媒、発泡剤等に使用されている。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンについては、オゾン層保護条約議定書で特定フロンに指定され、1996年から生産が全廃されている。

粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は、飛散する物質をいう。

ポリ塩化ビフェニル (PCB)

有機塩素化合物の一種であり、主に電気機器の絶縁油等に使用されている。人体に有害であることがわかり、昭和47年に原則製造中止となっているが、化学的に安定であることや食物連鎖により濃縮されやすいことから人体や環境への影響が懸念されている。

〈ま行〉

ミティゲーション

開発に伴う環境への影響を緩和することで、次のような内容からなる。①開発行為の全部又は一部を行わないことによる影響の「回避」、②影響の発現を最小限に抑えたり、発現した影響を修復する「低減」(「最小化」、「修正」、「軽減/除去」といった環境保全措置が含まれる)。

③代表的な資源又は環境によって影響を埋め合わせる「代償」。

緑のトラスト運動

広く寄附を募り、それを資金として土地を取得することにより、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として末永く保全していこうという運動。

民生部門

家庭分野と事務所などの業務分野をあわせていう。

目標設定型排出量取引制度

原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して年間1,500キロリットル以上の事業所を対象に、県が事業所ごとに二酸化炭素の排出削減目標を設定し、目標達成を求める制度。目標の達成に、他者の削減量、再生可能エネルギー及び森林吸収量などを利用(排出量取引)できる。

〈や行〉

有害大気汚染物質

低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質のこと。大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例では、ベンゼン、トリクロロエチレン等が規制の対象とされている。

有機塩素化合物

塩素を構造の一部に含む有機化合物のこと。特にトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンなどは、化学的に安定しており、脱脂性に富んでいるため、メッキやドライクリーニング等の洗浄剤として使用されている。これらの中には発がん性が疑われるものがある。近年、これらの物質による土壌・地下水汚染が問題になっている。

有機農業

化学合成農薬及び化学肥料を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のことです。

溶存酸素量 (DO)

水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。清水中には通常7から $10\text{mg}/\text{l}$ 程度含まれるが、有機物による汚濁が進行すると微生物が酸素を消費するため溶存酸素量は減少する。

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことができない。

溶融スラゲ

灰溶融の項参照。

〈ら行〉

ライフスタイルキャンペーン

県民の地球温暖化問題への関心を喚起し、低炭素型ライフスタイルへの転換を促進するため、冷暖房温度(夏は 28°C 、冬は 20°C)の適温設定やクールビズ、ウォームビズなどの実践を夏と冬に県民や事業者呼びかける県民運動。

リサイクルプラザ

びん、缶、ペットボトルなどの資源ごみをリサイクルするために選別や梱包を行う施設(リサイクルセンター)の機能に加えて、再生品の展示・販売や普及啓発を行うリサイクル活動の拠点としての機能を持つ施設をいう。

リスクコミュニケーション

地域住民、事業者、行政などが、化学物質など環境に関する正確な情報を共有し、お互いに理解を深めるために行う交換会のこと。

開催することで化学物質による環境リスクの低減及び住民の不安解消が図られる。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠（きんせんかんきょ）からなり、県が建設し管理を行う。

粒子状物質（PM）

ガス状汚染物質とともに大気汚染の原因となる物質で、固体及び液体の粒子として存在する物質の総称。

粒子状物質減少装置

DPFと酸化触媒を総称する。DPFは、ディーゼル・パティキュレート・フィルター（Diesel Particulate Filter）の略で、ディーゼルエンジンの排出ガスに含まれる粒子状物質（黒煙）を、排気管に装着されるフィルターで捕集し除去する装置。酸化触媒は、白金などの触媒による酸化作用で、粒子状物質を減少させる装置。粒子状物質の減少率はDPFよりも低いが、一酸化炭素及び炭化水素を大幅に減少させるとともに、ディーゼル車特有の排気ガス臭を低減させる。

緑化計画届出制度

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により、3,000㎡以上の敷地において建築行為を行う場合、緑化計画の届け出を義務付け、敷地の一定規模以上の緑を確保する制度。

平成24年4月から小規模な敷地（1,000㎡～3,000㎡未満）においても届け出を義務付ける「小規模緑化計画届出制度」を実施する。

類型指定（水質）

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、河川の利用目的等に応じて、一般項目6段階、水生生物保全項目4段階に区分した類型ごとに基準が設定されている。これに基づき、国及び県が水域ごとに類型を指定している。

類型指定（騒音）

騒音環境基準については、一般地域では3段階に区分した類型ごとに、道路に面する地域では道路やその周辺の状況に応じて、基準が設定されている。これに基づき、国及び県が、騒音に関する都市計画地域等を勘案し、地域ごとに適用する類型を指定している。

レッドデータブック（レッドリスト）

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集である。国際的には、国際自然保護連合（IUCN）が昭和41年（1966年）に刊行を開始し、その後改訂が続けられている。表紙が危機を意味する赤であったことから、レッドデータブックと呼ばれている。

我が国では、平成3年に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物（脊椎動物編）」を発行し、以後順次発行・改訂している。

埼玉県では、動物編を平成8年に、植物編を平成10年に発行し、以降動物編を2回、植物編を1回改訂している。

埼玉環境年表

年	月	県内	全国
S 26 (1951)	3	○「県立狭山自然公園」「県立奥武蔵自然公園」「県立黒山自然公園」「県立長瀬自然公園」の指定	
S 28 (1953)	4	○「県立長瀬自然公園」を「県立長瀬玉淀自然公園」に名称変更	
S 29 (1954)	3	○「県立比企丘陵自然公園」「県立上武自然公園」の指定	
S 31 (1956)	5		○熊本県で水俣病第1号患者発生
S 32 (1957)	6 7	○「県立武甲自然公園」の指定	○自然公園法制定、国立公園法の廃止
S 33 (1958)	4	○県立自然公園条例制定	
S 35 (1960)	11	○「県立安行武南自然公園」の指定	
S 36 (1961)	2 3	○県南部地域の地盤沈下の監視のため測定を開始	○四日市市でぜんそく患者多発
S 37 (1962)	6	○公害防止条例制定	
S 38 (1963)	7	○工業用水法の指定地域に川口市等6市が指定	
S 39 (1964)	4 9	○衛生部公衆衛生課に公害係設置	○三島市、沼津市の住民、石油化学コンビナートの進出を阻止
S 40 (1965)	5		○新潟県で新潟水俣病患者発生
S 41 (1966)	4 9	○大宮市で製薬工場の排ガスにより松林枯れる	○新型車の排出ガス規制実施(CO濃度3%)
S 42 (1967)	6 8 9 11	○鴻巣市でプロパン工場の悪臭により健康被害が発生	○新潟水俣病患者、昭和電工を相手に訴訟提起(4大公害訴訟の第1号) ○公害対策基本法制定 ○四日市のぜんそく患者、昭和四日市石油など関係6社を相手に訴訟提起
S 43 (1968)	3 6 9		○イタイイタイ病患者、三井金属鉱業を相手に訴訟提起 ○大気汚染防止法制定 ○騒音規制法制定 ○北九州市一帯にカネミライスオイル中毒患者が多発(PCB中毒)
S 44 (1969)	5 6 7 9		○政府、初の公害白書を発表 ○水俣病患者、チッソを相手に訴訟提起 ○大気汚染防止法に基づく二酸化硫黄特別排出基準告示 ○厚生省がカドミウムによる環境汚染暫定対策要領を制定

年	月	県内	全国
S 44 (1969)	10 12	公害防止条例全部改正	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪国際空港周辺住民、騒音問題で国を相手に訴訟提起 ○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布
S 45 (1970)	5 6 7 8 11 12	<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染緊急時対策要綱制定(硫黄酸化物) ○県南地域に初めて光化学スモッグ発生 ○光化学スモッグ暫定対策要綱制定 ○東松山・本庄・坂戸地区でカドミウム判断尺度(玄米0.4ppm以上)を超える玄米を発見 ○公害審査会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○新宿・牛込柳町交差点付近住民に鉛中毒患者多発 ○公害紛争処理法制定 ○田子の浦港のヘドロ公害表面化 ○農林省、BHC・DDTの稲作への使用全面禁止 ○第64回国会(公害国会)において公害関係14法案が可決(公害防止事業費事業者負担法、水質汚濁防止法、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、農用地の土壤汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律を制定。公害対策基本法、道路交通法、大気汚染防止法、騒音規制法、農業取締法、下水道法、自然公園法、毒物及び劇物取締法を一部改正)
S 46 (1971)	3 5 6 7 8 9 10 12	<ul style="list-style-type: none"> ○土採取条例制定 ○各地域に公害苦情相談員設置 ○公害防止条例に地下水採取の規制を規定、届出制とし、19市町を規制地域に指定 ○地盤沈下西部台地への拡大を確認 ○製紙会社、住民の反対により秩父市進出断念 ○公害対策審議会及び水質審議会設置 ○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法による国の基準より厳しい上乗せ条例を制定 ○自然保護条例制定 ○川口市、浦和市、大宮市の政令市指定(大気) 	<ul style="list-style-type: none"> ○悪臭防止法制定 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ○イタイイタイ病第1審判決、原告勝訴(富山地裁) ○環境庁発足 ○中央公害対策審議会発足 ○新潟水俣病判決、原告勝訴(新潟地裁) ○水質汚濁に係る環境基準の告示
S 47 (1972)	1 3 5 6 7 8	<ul style="list-style-type: none"> ○公害防止条例を一部改正し、地下水採取を許可制にする ○大気汚染測定車運用開始 ○建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定地域に川口市等7市が指定される ○県公害センター完成 ○大気汚染緊急時対策要綱制定(硫黄酸化物、光化学スモッグ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○通産省による行政指導でPCBの生産及び使用の中止を指示 ○大気汚染防止法一部改正公布・施行(ディーゼル車黒煙の規制) ○公害等調整委員会設置法制定 ○ストックホルムで第1回国連人間環境会議開催「人間環境宣言」 ○自然環境保全法制定 ○四日市公害第1審判決、原告勝訴(津地裁四日市支部) ○瀬戸内海に大量の赤潮発生、養殖ハマチ甚大な被害 ○イタイイタイ病控訴審判決(名古屋高裁金沢支部)

年	月	県内	全国		
S 47 (1972)	9	○浦和市でサギの肝臓から高濃度(130ppm)のP C B 検出	○環境庁が米国マスキー法並の自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針を告示		
	10				
	12	○荒川水系流域公害防止計画の承認			
S 48 (1973)	1	○公害防止条例改正、地下水採取規制地域15市町追加	○水俣病訴訟判決、原告勝訴(熊本地裁) ○緑の国勢調査開始 ○大気汚染に係る環境基準について告示 ○第1回環境週間始まる(6月5日~11日) ○福岡・大分両県住民が九州電力を相手取り「環境権」を掲げて豊前火力発電所建設差し止めを福岡地裁小倉支部に提訴 ○都市緑地保全法制定 ○瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定 ○公害健康被害の補償等に関する法律制定 ○航空機騒音に係る環境基準告示		
	3	○ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱制定			
	4				
	5	○都市計画法による線引き凍結宣言			
	6				
	7	○環境部の設置			
	8				
	9	○自然環境保全審議会の設置 ○緑化対策総合推進要綱の制定			
	10	○第1次県廃棄物処理基本計画の策定			
	12	○埼玉地域公害防止計画(第1期)の承認(水質以外) ○光化学スモッグ注意報発令日数45日で全国一			
	S 49 (1974)	1		○廃棄物処理公社の設立 ○悪臭防止法に基づく規制地域の指定	○大阪空港訴訟1審判決により、夜10時から翌朝7時までの発着禁止 ○国鉄を相手取り名古屋新幹線訴訟提起 ○国立公害研究所発足 ○大気汚染防止法改正(総量規制の導入) ○関東一円に酸性雨が降り、「目が痛い」との訴え相次ぐ ○岡山県倉敷市の三菱石油水島製油所から重油1万Kℓが流出、瀬戸内海を広く汚染
		2			
3		○自然環境保全条例制定 ○土採取条例全部改正(届出制から認可制へ)			
5		○川口市・浦和市・大宮市の政令市指定(水質)			
6					
7		○酸性降雨による被害届1,706人			
9		○酸性降雨暫定対策要領制定 ○ディーゼル車に対する窒素酸化物規制(以後段階的に規制強化)			
10		○川越市の和光純薬工業によるシアン流出事故(大久保浄水場取水停止)			
11		○県内2か所の水田から0.4ppmを超えるカドミウム汚染玄米を発見			
12					
S 50 (1975)		2		○水質汚濁に係る環境基準の一部改正(P C B追加) ○東京都江戸川区で環境基準の2,000倍にも達する六価クロム検出 ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準について告示	
		3	○自然環境保全地域の指定開始		
	4	○悪臭防止法に基づく規制地域指定(追加) ○入間川水質自動測定機稼働			
	7	○光化学スモッグ、史上最高の濃度0.26ppmと被害届出者14,032人を記録 ○所沢市で年間27.2cmの最大地盤沈下(S 49)			
	8	○六価クロム対策合同会議設置 ○工業用水法水源転換府省令公布(川口市の一部、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市)			

年	月	県内	全国
S 50 (1975)	11 12	○公共関与による廃棄物広域処理事業の実施(寄居町三ヶ山)を政策会議で決定	○大阪空港公害訴訟の控訴審判決で住民側全面勝利 ○小沢環境庁長官、中央公害対策審議会に環境影響評価制度について諮問
S 51 (1976)	1 5 6 9 10 11 12	○利根川にフェノール流出の群栄化学工業に対し、東京都・埼玉県・千葉県の3都県で総額1億4千万円余を請求 ○中央・川越・熊谷の各保健所に公害監視室を設置 ○川口市等県南7市が硫黄酸化物に係る総量規制対象地域に指定 ○日高町の山善大野製作所による重油流出(小畔川)大久保浄水場取水停止	○熊本地検がチッソ社長・水俣工場長を業務上過失致死傷で熊本地裁に起訴 ○振動規制法制定 ○第1回日本近海海洋汚染実態調査結果発表 ○経済協力開発機構(OECD)、日本の環境政策について報告 ○環境庁、長野県のピーナスライン美ヶ原線計画を承認
S 52 (1977)	2 3 4 6 7 10	○入間市のタムラ化研で塩化第二鉄流出(狭山市取水停止) ○光化学スモッグ注意報発令(全国で初めて3月中に) ○春日部保健所に公害監視室設置 ○市野川水質自動測定機稼働 ○大宮市のし尿たれ流し事件発覚(芝川汚濁) ○県緑化推進協議会設置要綱制定 ○県民植樹週間制定 ○振動規制法に基づく規制地域指定 ○環境影響評価制度検討会議設置	○環境庁が大阪空港へのエアバス乗り入れに条件付き同意
S 53 (1978)	1 2 3 4 6 7 10 12	○工業用水法水源転換府省令公布(川口市の一部・草加市・八潮市の一部) ○川口市等県南7市に硫黄酸化物に係る総量規制を適用 ○埼玉地域公害防止計画(第2期)の承認(水質と水質以外のものを統合) ○「県立両神自然公園」の指定 ○県緑化推奨樹種の制定 ○ふるさと歩道の整備開始 ○三郷市付近一帯で激しい地盤沈下(原因は東京都三郷浄水場の建設) ○知事、NO ₂ の環境基準の緩和について遺憾の意表明 ○公害防止条例全部改正 ○窒素酸化物対策委員会発足	○水俣病患者が抜本策を要求し環境庁で座込み ○瀬戸内海環境保全特別措置法成立 ○政府、水俣病患者への補償金でチッソへテコ入れ決定 ○水質汚濁防止法改正による総量規制導入 ○環境庁がNO ₂ の環境基準の大幅緩和を告示
S 54 (1979)	3	○ふるさと埼玉の緑を守る条例制定 ○両神国民休養地計画が承認・整備開始 ○緑の問題プロジェクトチームが緑の総合対策について報告書策定 ○河川浄化モデル地域育成事業実施要綱等の制定	

年	月	県内	全国
S 54 (1979)	4	○美の山公園開園 ○環境情報システム(水質)開発に着手 ○騒音規制法及び公害防止条例に基づく騒音規制地域指定・規制基準設定	○中央公害対策審議会が環境影響評価のすみやかな法制化を答申
	5	○国に対し緑の政策に関する提言 ○セメント工場の石炭転換開始	
	6	○緑の審議会の設置	○環境政策の後退に危機感をもつ学者や市民が東京で日本環境会議を開催
	7	○第1回六都県市首脳会議で廃棄物処理問題協議 ○工業用水法地域指定拡大(川口市の一部・浦和市の一部・与野市)	
	8	○地盤沈下県北東部に拡大、鷲宮町で最高12.5cm沈下(S53)	
	9	○緑の協定実施要綱制定	
	10	○公害防止条例改正で地下水採取規制地域20市町村追加 ○緑の推進員設置要綱制定	○滋賀県議会が琵琶湖富栄養化防止条例を可決し合成洗剤追放へ
S 55 (1980)	2	○合成洗剤対策の基本方針を定め、県有施設の有りん合成洗剤の使用転換決定	
	3	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定 ○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本構想の策定 ○ふるさとの緑の景観地等指定開始	
	4	○合成洗剤についての県民意識調査結果を公表	○貴重な野生動物の国際取引を規制するワシントン条約の批准承認
	5	○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定	○環境影響評価法政府案の国会提出を断念
	6		○環境庁が空き缶問題検討会を設置
			○環境庁が中央公害対策審議会に「今後の交通公害対策のあり方」について諮問
	9	○環境保全連絡協議会設立	
	10	○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型あてはめ	○ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)加入
	11		○関東地方知事会内に空き缶等問題研究会設置
			○大阪で第1回快適環境シンポジウム開催
	12	○環境影響評価技術審議会の設置	
	S 56 (1981)	1	○荒川(熊谷市)に不法投棄廃棄物によるシアン流出(大久保浄水場取水停止)
2		○環境影響評価に関する指導要綱の告示 ○県の快適な環境づくり推進委員会、埼玉の街の快適な環境を創造するためのプロジェクトチーム発足	
3		○「県立西秩父自然公園」指定	
4		○環境審査室設置	○環境影響評価法案を国会に提出
5		○環境影響評価技術指針を制定公表 ○荒川シアン流出に関連した廃棄物処理業者を行政処分(営業停止1年6か月)	
6		○セメント工場の石炭転換終了 ○秩父市内に民間の産業廃棄物大規模最終処分場を許可(79万m ³)	○NOxに係る総量規制制度の導入並びに東京都特別区等、横浜市及び大阪市等の3地域について総量規制地域指定
7		○水質総量規制の全面実施 ○工業用水法水源転換府省令公布(八潮市の一部) ○地盤沈下対策調査専門委員会の発足	
8		○環境影響評価に関する指導要綱第1号案件(日本硝子(株)手続開始)	
9		○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査反対住民に阻止される	

年	月	県内	全国
S 56 (1981)	10 11 12	○綾瀬川浄化対策懇談会開催 ○快適な環境づくり埼玉県民憲章を制定 ○深夜営業騒音に係る条例改正(公害防止資金貸付制度適用)	
S 57 (1982)	3 4 5 6 7 9 10 11 12	○庄和町で産業廃棄物を不法処理した業者を行政処分(許可取消) ○廃棄物行政を環境部へ移管(環境整備課発足、4保健所公害監視室に廃棄物監視課新設) ○県民休養地(嵐山・飯能)の整備開始 ○環境管理計画検討開始、環境情報システム(大気)開発に着手 ○快適な環境づくり運動強調期間の設定及び県民総ぐるみ運動の展開 ○東北新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国鉄等へ要望 ○窒素酸化物(N0x)による大気汚染の予測結果発表 ○東京湾富栄養化対策指導指針施行 ○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査実施 ○上越新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国鉄等へ要望 ○産業廃棄物行政推進会議設置 ○県中期計画で快適環境づくり施策を重要課題として総合的に推進することとする ○航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ	○首都圏自然歩道整備計画策定 ○国連環境計画管理理事会特別会合開催(於ナイロビ) ○1都9県「ゴミゼロの日」統一美化キャンペーン実施 ○1都9県空き缶等問題訪米調査実施 ○ローマクラブ東京大会開催され、各国の経済人や科学者が参加し、21世紀の環境問題などについて意見交換 ○湖沼の窒素及びりんに係る環境基準の設定
S 58 (1983)	2 3 4 5 8 10 11 12	○首都圏自然歩道の整備開始 ○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本設計完成 ○埼玉地域公害防止計画(第3期)承認 ○窒素酸化物対策委員会が報告書提出 ○環境審査室を環境審査課に名称変更 ○加須市内で廃棄物を不法処理した業者行政処分(許可取消) ○生活排水の水質浄化対策指針施行 ○緑のトラストづくりを進めるシンポジウム開催 ○公害対策審議会「窒素酸化物対策基本方針」答申 ○湖沼水質調査結果を公表	○中央公害対策審議会が「今後の交通公害対策のあり方」について物流・土地利用の面から答申 ○浄化槽法公布 ○環境庁が全国主要15都市を対象に実施した地下水汚染実態調査結果を公表 ○ナショナルトラストを進める会第1回全国大会開催 ○環境影響評価法案が衆議院解散により廃案 ○ごみ焼却場からダイオキシン・水銀が検出される ○関東知事会が空き缶デポジット方式見送り
S 59 (1984)	3 4 7	○本庄市・日高町で地下水から有機塩素系化学物質検出 ○川口市で六価クロム垂れ流しの2工場を水質汚濁防止法違反で摘発 ○川越市・所沢市の政令市指定(大気) ○6年ぶりに光化学スモッグ警報を発令	○全国的に家庭から排出される乾電池の水銀が問題となる ○環境庁が生物指標による河川水質調査の統一基準発表 ○湖沼水質保全特別措置法成立

年	月	県内	全国		
S 59 (1984)	8	○(財)さいたま緑のトラスト協会発足	○環境庁がトリクロロエチレン等の排出に係る暫定指針を設定 ○環境影響評価実施要綱を閣議決定 ○'84世界湖沼環境会議(於大津市)で「琵琶湖宣言」採択		
	9				
	10	○第2次廃棄物処理基本計画策定			
S 60 (1985)	2	○廃棄物広域処分場建設対策本部設置	○環境庁「名水百選」発表 ○環境庁、S 59年度の全国大気汚染調査発表、大気汚染は大都市で依然深刻		
	3	○アルミはく回収業者を公害防止条例違反で初起訴 ○全国初の「身近な緑の現況調査」実施 ○さいたま緑の長期総合計画を策定			
	4	○さいたま緑のトラスト基金設置			
	5	○県と寄居町、三ヶ山廃棄物埋立処分場に係る公害防止協定を締結			
	8	○河川浄化対策推進委員会設置			
	10	○浄化槽保守点検業者登録条例制定			
S 61 (1986)	1	○三ヶ山廃棄物埋立処分場の建設工事を開始	○環境庁が先端産業の影響をテーマにした環境保全ビジョン・シンポジウムを開催 ○名古屋新幹線訴訟の和解成立 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律改正される(難分解、低濃縮性物質に対する規制の追加) ○環境白書で先端技術産業の環境汚染の心配を指摘 ○米国で初の電波の環境基準まとまる ○環境庁の生物モニタリング調査でクロルデンとT B T Oが魚介類を汚染していることが判明 ○環境庁が大気汚染地域指定全面解除の方針を決定 ○環境・通産・厚生・労働の4省庁によるI C工場共同調査はじまる ○中央公害対策審議会水質部会が水質総量規制の強化を答申 ○環境庁「環境保全長期構想」を発表		
	4	○ミヤコタナゴが滑川町でも生息確認される			
	5				
	6	○環境庁・県・所沢市主催で初の環境大学開催			
	7	○地下水採取規制地域に北川辺町追加			
	8	○デポジット実施6地域の相互乗り入れ開始			
	9	○入間市の不老川で地域住民による家庭でできる浄化対策実験始まる			
	10	○川口市の公害資源研究所跡地の水銀汚染が明らかになる			
	11	○環境庁・県主催の第1回環境管理シンポジウム開催(於浦和市)			
	12				
	S 62 (1987)	1			○和歌山県の「(財)天神崎の自然を大切にする会」が全国初の自然環境保全法人に認定 ○国連環境特別委員会が「持続的開発」を呼びかけた東京宣言を採択 ○茨城県筑波の工業団地に進出する企業と県との間でハイテク公害防止のための協定を締結 ○環境庁が「新幹線鉄道振動指針達成状況調査」発表 ○絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律成立
		2		○国連環境特別委員会で嵐山町の「オオムラサキの森づくり」を発表	
3					
4		○環境管理事務所設置(中央、西部、秩父、北部、東部) ○トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針に基づく指導方針制定			
5		○化学的酸素要求量に係る総量削減計画(第2次)策定 ○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定 ○両神国民休養地開園			
6					

年	月	県内	全国
S 62 (1987)	9 12	○大気中におけるアスベスト濃度調査結果公表	○公害健康被害補償法改正 ○環境庁が「トリクロロエチレン等の排出状況及び地下水等の汚染状況について」を公表
S 63 (1988)	3 4 5 6 7 8 12	○埼玉地域公害防止計画(第4期)の承認 ○ディーゼル機器狭山工場によるシアン流出事故(大久保浄水場取水停止) ○炭化水素類対策指導指針施行 ○ゴルフ場農薬安全使用指導要綱制定	○環境庁が「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策等計画」を公表 ○公害健康被害の補償等に関する法律改正 ○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布・施行 ○地球規模の環境問題に関する懇談会報告書公表 ○全国星空継続観察開始 ○環境庁がテレビ・ラジオを通じた二酸化窒素予報事業を実施 ○ウィーン条約に加入
S 64 H元 (1989)	1 2 3 5 6 9	○環境整備センター(三ヶ山廃棄物埋立処分場)一部供用開始 ○環境管理指針策定 ○全国野鳥保護のつどいを開催 ○メタノール自動車導入	○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書日本国について発効 ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布(有害物質としてのトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加) ○地球環境保全に関する関係閣僚会議を設置 ○六都府市首脳会議首都圏環境宣言を公表 ○大気汚染防止法改正(特定粉じん(石綿)排出規制) ○水質汚濁防止法の一部改正(有害物質の地下浸透防止)
H 2 (1990)	1 3 4 5 6 7 9 10	○地球環境を考える県民のつどいを開催 ○環境保全基金を設置 ○低公害車買換資金融資制度を設置 ○ゴルフ場使用農薬に関する指導方針を策定 ○第1回地球環境保全庁内推進会議を開催	○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について通知 ○水質汚濁防止法等の一部を改正する法律公布(生活排水対策に関する規定の整備) ○スパイクタイヤ粉じん発生防止法制定 ○環境庁に地球環境部を設置 ○国立公害研究所が国立環境研究所となる ○地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定
H 3 (1991)	2 3 4 6 7	○地球環境モニタリング調査開始 ○電気自動車を導入 ○第3次廃棄物処理基本計画策定 ○化学的酸素要求量に係る総量削減計画(第3次)策定 ○自動車交通公害防止基本計画策定 ○地球環境保全推進室を設置 ○環境影響評価に関する指導要綱の改正を告示 ○環境影響評価技術指針を改正 ○地下水採取規制地域に坂戸市・鶴ヶ島市を追加	○公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律公布(法律の有効期限の10年延長) ○再生資源の利用の促進に関する法律公布 ○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針の一部改正について通知

年	月	県内	全国
H 3 (1991)	8	○「埼玉県における地球環境保全への取組方針」策定	○土壌の汚染に係る環境基準について告示
	9	○不老川流域を生活排水対策重点地域に指定	
	10	○六都県市共同の環境問題シンポジウムを開催	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律公布
	11	○冬季自動車交通量対策を実施(11月から3か月) ○県の蝶「ミドリシジミ」、県の魚「ムサシトミヨ」の指定	○六都県市共同の冬季自動車交通量対策を実施 ○関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱を策定
	12	○水質汚濁防止法の規定に基づく排水基準を定める上乗せ条例の改正	
H 4 (1992)	3	○自動車交通公害防止実施計画を策定	
	5	○トラスト保全1号地(見沼田圃周辺斜面林)取得	○七都県市首脳会議で「地球環境保全首都圏アピール」を採択
	6	○山西省友好記念館「神怡館」開設	○環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催(於ブラジル) ○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布
	7	○自然学習センター開設 ○北本自然観察公園供用開始 ○元小山川流域を生活排水対策重点地域に指定	
	11	○地球の環境を守る埼玉県民憲章を制定	○モントリオール議定書第4回締約国会合開催、特定フロン等の1996年全廃前倒し、代替フロン等の規制物質への追加等の採択
12		○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律公布	
H 5 (1993)	2		○自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を告示
	3	○地球の環境を守る県民運動指針としてさいたま地球環境シアターを策定 ○埼玉地域公害防止計画(第5期)の承認 ○県北東部地域地盤沈下防止対策基本方針を策定	○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示
	4	○さいたま環境創造基金を設置	
	6	○化学物質環境安全管理指針を策定	○ラムサール条約締約国会議を開催(於釧路市)
	8		○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布(海域のN(窒素)・P(リン)規制)
	11	○自動車排出窒素酸化物総量削減計画を策定	○環境基本法公布
	12		○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく車種規制を施行 ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の公布(13有害物質の追加) ○バーゼル条約(有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約)日本において発効
H 6 (1994)	3	○中川上流域を生活排水対策重点地域に指定 ○公害防止条例施行規則の改正(13有害物質の追加) ○「緑豊かな埼玉をめざして」を策定	○環境庁が公共用水域等における農薬の水質評価指針を設定

年	月	県内	全国	
H 6 (1994)	5		○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律公布 ○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法公布	
	6	○長瀬総合射撃場の開設 ○エコアジア'94開催		
	7	○狭山丘陵いきものふれあいの里センターの開設		
	8	○環境審議会を設置		
	9	○県立安行武南自然公園の区域変更		
	12	○環境基本条例制定 ○環境影響評価条例制定	○環境基本計画閣議決定	
H 7 (1995)	6		○容器包装リサイクル法公布	
	7	○さいたま緑の森博物館開設		
	10	○第3回気候変動に関する世界自治体サミット(埼玉サミット)開催	○生物多様性国家戦略策定	
H 8 (1996)	3	○環境基本計画策定 ○「さいたまレッドデータブック(動物編)」刊行 ○彩の国さいたま環境推進協議会発足 ○地球温暖化対策地域推進計画策定 ○環境と共生する土地利用指針策定 ○トラスト保全2号地(狭山丘陵・雑魚入樹林地)取得 ○第4次廃棄物処理基本計画策定 ○環境影響評価条例第1号案件(セッツ株)手続開始	○七都県市低公害車指定制度の発足	
	5		○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布	
	6		○水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布(汚染された地下水の浄化措置命令、油に係る事故時の措置)	
	7	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画(第4次)策定		
	11	○気候変動・都市アジアキャンペーンワークショップ開催		
	12	○第1期分別収集促進計画策定 ○北本自然観察公園供用区域の拡大(0.5→9.63ha)		
	H 9 (1997)	1		○ナホトカ号原油流出事故
	2		○ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準環境庁告示 ○地下水の水質の汚濁に係る環境基準告示	
3	○こどもエコクラブ全国フェスティバル開催(於川口市) ○HOTな地域を救うホットな行動プランー彩の国ローカルアジェンダ21ー策定 ○三富地域のダイオキシン類環境調査結果を公表 ○彩の国ごみゼロプランー埼玉県ごみ減量推進計画ー策定 ○廃棄物焼却炉のばい煙排出抑制に関する指導指針策定			
4	○環境生活部の設置、緑政課の設置			
6	○ダイオキシン類削減対策検討委員会の設置	○環境影響評価法公布		
8	○彩の国こどもエコクラブ交流会開催	○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令公布		
9	○彩の国環境大学開講 ○環境配慮方針策定			
11		○第4回気候変動に関する世界自治体サミット(名古屋サミット)開催		

年	月	県内	全国
H 9 (1997)	12		<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止京都会議(C O P 3)開催、京都議定書採択 ○ハイブリッド自動車(乗用車)発売
H10 (1998)	4 5 6 7 10 12	<ul style="list-style-type: none"> ○フロン回収・処理推進協議会設立 ○埼玉地域公害防止計画(第6期)の承認 ○彩の国湿地・湧水地保全基本計画策定 ○「さいたまレッドデータブック(植物編)」刊行 ○地球温暖化ワークショップの開催 ○自動車交通公害防止実施計画策定 ○エネルギービジョン策定 ○埼玉ゼロエミッション行動計画策定 ○トラスト保全3号地(武蔵嵐山溪谷周辺樹林地)取得 ○ダイオキシン対策室の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境庁、環境ホルモン戦略計画 SPEED' 98発表 ○地球温暖化対策推進大綱決定 ○特定家庭用機器再商品化法公布 ○地球温暖化対策の推進に関する法律公布
H11 (1999)	2 3 7 10 12	<ul style="list-style-type: none"> ○県がI S O14001認証取得 ○所沢産野菜ダイオキシン問題がおきる ○彩の国豊かな自然環境づくり計画策定 ○ごみ処理広域化計画策定 ○第2期分別収集促進計画策定 ○第8回ごみ減量化推進全国大会開催 ○環境影響評価技術指針告示 ○さいたま環境賞創設 	<ul style="list-style-type: none"> ○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示、地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示 ○ダイオキシン対策基本指針決定 ○ダイオキシン類対策特別措置法公布 ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布 ○中央環境審議会が「これからの環境教育・環境学習ー持続可能な社会をめざしてー」答申 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布(ダイオキシン類関係施設の追加) ○この頃、有明海ノリ不作問題
H12 (2000)	2 3 4 5	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県立高等学校防災拠点施設の太陽光発電および給湯施設が第4回21世紀型新エネルギー機器等表彰(通称新エネ大賞)導入事例の部で通商産業大臣賞受賞 ○希少野生動植物の種の保護に関する条例制定 ○トラスト保全4号地(飯能河原周辺河岸緑地)取得 ○環境防災部の設置 ○環境科学国際センター開設 ○彩の国青空再生戦略の発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布 ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布

年	月	県内	全国
H12 (2000)	6		○循環型社会形成推進基本法公布・施行 ○豊島不法投棄問題調停成立 ○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律公布 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律公布(マニフェスト見直し、野焼き禁止など) ○浄化槽法の一部を改正する法律公布 ○資源有効利用促進法公布 ○「秩父多摩国立公園」が「秩父多摩甲斐国立公園」に名称変更
	8		
	9	○ダイオキシン類削減推進行動計画策定 ○二酸化硫黄の大气高濃度汚染時における暫定対応方針策定 ○赤平川流域を生活排水対策重点地域に指定	
	10	○ごみの散乱防止に関する条例制定	
	12	○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種17種を指定	○第2次環境基本計画閣議決定
H13 (2001)	1	○トラスト保全7号地(小川原家屋敷林)取得	○環境省設置
	2	○彩の国さいたま環境学習実践指針策定 ○彩の国さいたまダイオキシン類削減推進委員会の設置 ○県における内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針策定 ○県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針策定 ○県緑の骨格づくり計画策定	
	3	○地球温暖化対策実行計画～オフィス・事務所に関する埼玉県環境配慮方針策定 ○環境基本計画(第2次)の策定	
	4	○越谷市の政令市指定(大気)	
	5	○さいたま市の政令市指定(大気・水質) ○彩の国青空再生戦略21を策定	
	6		○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律公布 ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布 ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布(3有害物質追加) ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布
	7	○生活環境保全条例制定 ○酸性雨等対策実施要領制定 ○彩の国資源循環工場基本構想策定ー公共関与による総合リサイクル施設の整備ー	
	8	○公害防止条例施行規則の改正(3有害物質の追加)	
	10	○戦略的環境アセスメント基本構想策定	
		○第5次県廃棄物処理基本計画策定	
	11		○水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布(水質総量規制に窒素及びりんを追加)

年	月	県内	全国		
H13 (2001)	11		○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布(3特定施設追加)		
	12	○水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準を定める条例を改正 ○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種5種を追加指定 ○生活環境保全条例施行規則公布			
H14 (2002)	2	○荒川上流域を生活排水対策重点地域に指定 ○県がISO14001認証を更新	○新・生物多様性国家戦略策定 ○土壌汚染対策法公布 ○京都議定書批准 ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布(4特定施設の追加) ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準告示 ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布 ○使用済自動車の再資源化等に関する法律の公布		
	3	○トラスト保全5号地(山崎山の雑木林)取得 ○「改訂・埼玉県レッドデータブック2002動物編」刊行 ○グリーン調達推進方針策定 ○戦略的環境影響評価実施要綱制定 ○環境配慮方針～公共事業関連～改訂			
	4	○ごみの散乱防止に関する基本方針策定 ○さいたま市に保健所設置			
	5				
	6				
	7	○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第5次)策定 ○第3期分別収集促進計画の策定			
	10	○戦略的環境アセスメント第1号案件(地下鉄7号線延伸計画)手続開始 ○土砂の排出、たい積等の規制に関する条例制定			
	11	○産業廃棄物対策に係る市町村職員の県職員併任制度の導入			
	12	○槻川・都幾川上流域を生活排水対策重点地域に指定			
	H15 (2003)	3		○くぬぎ山自然再生計画検討委員会から提言 ○東京電力(株)埼玉支店との間に「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結 ○彩の国ふるさとの川再生基本プラン策定 ○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布・施行	○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法公布・施行 ○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布
		4		○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布 ○川越市に保健所設置	
		6			
7		○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定			
9		○トラスト保全6号地(加治丘陵・唐沢流域樹林地)取得			
10		○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス規制開始			
H16 (2004)	2		○都市緑地法閣議決定(都市緑地保全法名称改正等)		
	3	○地球温暖化対策地域推進計画(第2次)策定 ○資源循環戦略21策定	○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布(揮発性有機化合物(VOC)の排出規制)		
	5				

年	月	県内	全国
H16 (2004)	6	○県ダイオキシン類削減推進行動計画に定めた2つの目標の達成を確認	○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布
	8	○埼玉県生活排水処理施設整備構想策定 ○水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準を定める条例を改正	
	11	○くぬぎ山地区自然再生協議会設立	
H17 (2005)	2		○京都議定書発効 ○石綿障害予防規則公布
	3	○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(ふるさと埼玉の緑を守る条例を改正する条例)制定 ○戦略的環境影響評価実施要綱改正	○政府の「アスベスト問題への当面の対応」公表 ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布(3特定施設の追加)
	4	○埼玉県地球温暖化防止活動推進センターを指定	
	7	○第4期県分別収集促進計画の策定	
	8	○石綿対策推進本部設置 ○石綿(アスベスト)対策に関する緊急要望実施	
	9	○21年ぶりに光化学スモッグ警報を発令 ○「石綿(アスベスト)問題に係る埼玉県の当面の対策」公表	○PCB廃棄物処理(東京事業)開始 ○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令公布(特定粉じん排出等作業の面積要件等撤廃)
	11		
	12		
H18 (2006)	2	○「埼玉県の石綿対策(平成18年度)」公表	○石綿による健康被害の救済に関する法律公布 ○石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律公布(特定粉じん排出等作業の規制対象に工作物を追加 他)
	3	○第6次廃棄物処理基本計画策定 ○広域緑地計画策定	○気候変動政策に関する日米共同ワークショップ開催
	4	○公の施設(自然学習センターほか5施設)に指定管理者制度を導入	○第3次環境基本計画閣議決定
	6	○彩の国資源循環工場竣工式 ○エコアジア2006開催(於さいたま市)	○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律公布(行程管理制度等の導入)
	10	○悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入	
H19 (2007)	2	○トラスト保全8号地(高尾宮岡の景観地)取得	○エコツアー推進法公布
	3	○環境基本計画(第3次)策定 ○アライグマ防除実施計画策定	
	6	○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第6次)策定	
	7	○第5期県分別収集促進計画の策定	
	8	○16日、熊谷市・岐阜県多治見市で国内最高気温を74年ぶりに更新(40.9℃)	
	9	○環境基本計画における大気環境分野の実行プランを策定	
	11	○川の国埼玉 川の再生基本方針策定	○第3次生物多様性国家戦略策定
H20 (2008)	3	○第2次ごみ処理広域化計画策定 ○生物多様性保全県戦略策定 ○トラスト保全9号地(堀兼・上赤坂の森)取得 ○あらかわビジターセンター廃止	○京都議定書第一約束期間開始
	4	○県立自然公園条例施行規則の改正により、県立自然公園普通地域における工作物の色彩規制開始 ○彩の国みどりの基金設置	

年	月	県内	全国
H20 (2008)	4	○みどりと川の再生推進本部設置	
	6		○生物多様性基本法公布 ○環境省「平成の名水百選」発表 ○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○第34回主要国首脳会議(洞爺湖サミット)開催
	7		
	9	○「マイバッグ持参運動とレジ袋削減運動の取組に関する協定」の締結	
H21 (2009)	11	○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、生活環境保全条例により指定する特定化学物質の変更並びに同条例による化学物質の適正管理及び有害大気汚染物質規制の対象業種に医療業を追加	○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布(指定化学物質の変更、対象業種に医療業を追加)
	12	○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布(県が独自に指定する特定化学物質の変更) ○水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定の告示	
	2	○トラスト保全10号地(浮野の里)取得 ○地球温暖化対策実行計画(ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050)策定	
H22 (2010)	3	○地球温暖化対策推進条例制定 ○石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針策定 ○環境省による埼玉県アライグマ防除実施計画の変更確認 ○まちのエコ・オアシス保全地(菩提樹池周辺緑地、谷田の泉)取得	
	4	○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策実施方針制度開始 ○熊谷市の政令市指定(水質、土壌)	○土壤汚染対策法の一部を改正する法律公布
	6	○長瀬総合射撃場がナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定	
	9		○微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染に係る環境基準の告示
	10	○地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮制度開始	
H22 (2010)	11		○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示
	3	○トラスト保全11号地(黒浜沼)取得 ○用途地域の指定がされていない区域における開発行為に係る騒音の規制基準を別に定める場合の取扱方針策定	
	4	○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策計画制度開始	
H22 (2010)	5		○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布(ばい煙又は排出水の測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等)
	12	○埼玉県が経済産業省の進めるEV・PHVタウンとして選定 ○埼玉県生活排水処理施設推進委員会設置(埼玉県河川浄化対策推進委員会廃止)	○第2期EV・PHVタウンとして10自治体を追加選定

年	月	県内	全国
H23 (2011)	3	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県生活排水処理施設整備構想改定 ○埼玉県EV・PHVタウン推進アクションプラン策定 ○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布 (ばい煙又は排水水の測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等) ○第7次廃棄物処理基本計画策定 	
	6		○水質汚濁防止法の一部を改正する法律の公布(地下水汚染の未然防止措置)
	8		○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法公布